

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

法人として釜利谷地域ケアプラザの運営を開始して18年が経過しました。その間、指定管理者として更新を重ね、事業を安定的に継続してきました。事業を進めるにあたっては、区役所及び区社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携し、何より地域住民の期待に応えることを基本としながら、ニーズに添った活動を展開してきたことで、地域ケアプラザに対する信頼を積み重ねることができていると考えています。

この積み重ねの上に、将来を見据えた新たな課題にも対応できるよう、職員の能力向上を一層図り、チームワークを向上させ、関係機関、団体との緊密な連携を強化しながら事業を推進していきます。

1 課題として捉えていること

地域及び関係機関・団体の状況については、地域ケアプラザ内の各職種が個別相談や実施事業を通して様々な情報を入手しています。その情報については意図的に職員間で共有することを徹底しており、そのことから様々な課題を把握し、地域ケアプラザとして担うべき役割を明確にできるよう整理を進めてきました。

(1) 関係機関との連携強化・充実

地域包括ケアシステムの構築や地域福祉保健計画の推進には関係機関・団体との連携が不可欠です。横浜市及び金沢区役所が示す事業方針を確認し、金沢区社会福祉協議会等とも連携を図りながら、地域の中で多様な活動主体と協働をしながら課題解決を進展させることが求められています。

また、支援を必要としている人には様々な関係機関が関与しています。関係機関とは常に密接な情報交換・共有を行い、的確なサービスを提供する体制を整え、これを維持していく必要があります。個別支援を通じて連携体制を強化していくことは重要な課題です。

(2) 地域における「支えあい」活動の活性化

地域住民による「支えあい」の重要性は地域においても認識が深まってきています。地域づくりに主体的に携わる団体も増えてきていますが、担い手不足や担い手の高齢化等の課題を抱えています。住民が企画する自主事業も活性化してきていますが、支援を必要とする人が参加しにくい状況があるなど、改善が必要な課題が見られます。

関係団体等には地域における「支えあい」を実践したいという意向があり、これを具体的な活動に繋げ、長期間継続していける体制となるよう支援する立場で関わっていく必要があります。

(3) 認知症への理解拡大と支援を行う活動

地域において、認知症に対する関心は高いことが伺えますが、理解が十分とは言えない状況があります。認知症に対する正しい理解と支援の輪を広げるとともに、介護者への支援を継続していくことが求められています。

(4) 健康づくり、介護予防

地域住民からは介護予防や健康づくりに関わる知識を習得したいという要望が多く、多様な相談があります。ニーズに応じて地域における取り組みが効果的に実施されるよう、事業を進めて行く必要があります。

(5) 子育て支援及び障がい児者支援の充実

子育て支援及び障がい児者支援については、地域活動交流事業を中心として支援内容の充実を図ってきています。子育て支援については、養育者がグループ内の活動だけでなく、地域における課題についても意欲的に関わられるよう、働きかけていく必要があります。

障がい児者支援については、障がい児者が地域の中で活動する機会を増やし、障がいへの理解を促すことや余暇支援の事業に取り組んできました。今後も継続しながら、障がいのある人がその潜在的な能力を発揮できるよう支援内容を改善していくことが課題となります。

(6) 職員の能力向上

事業を担う職員の能力向上は欠かすことができない課題です。職員に求められる組織性及び専門性を高めることは必須であり、法人として責任を持った取り組みが継続的に必要です。

2 今後の取り組み

地域ケアプラザは地域包括ケアシステムの推進が求められるとともに、地域福祉保健計画の推進に重要な役割を担っています。把握している課題に対応するべく、それぞれの職員が専門性を発揮し、チーム力を生かして事業を展開していきます。

(1) 関係機関との連携強化・充実

ア 区役所との連携

横浜市から受託している地域包括支援センター事業、地域活動交流事業及び生活支援体制整備事業のみならず、地域ケアプラザ全般の事業について、その運営の基本方針を確認し、日常的に区役所との情報交換を緊密に行っていきます。定例の会議による情報交換・共有を確実に行うことはもとより、個別事例を通しての意見交換についても把握した情報は関係する職員間で共有することを徹底し、協働して事業を推進していくことを着実に進めていきます。情報は受け取るだけでなく、地域ケアプラザが地域から把握した情報について区役所に的確に伝えていくことも行っていきます。

イ 区社会福祉協議会との連携

地域福祉保健計画の推進については重要なパートナーとして区域及び地区ごとの会議等を通して情報の交換・共有を進めています。また、地域ケア会議、支えあい連絡会等、様々な場面で意見交換を行える機会があり、協働に留意して関係の強化を図っていきます。個別事例についても情報交換を行う場面があり、適切な支援を提供することを基本

として相互の信頼性が高まるよう連携に努めていきます。

ウ 医療及び介護サービスとの連携

医療機関及び介護サービス事業所等とは、定例的に事例検討会や情報交換会を開催し、最新情勢の確認や課題の検討、研修等を行う機会を設けており、機関連携の充実を進めていきます。

また、医療及び介護との連携では、何より個別事例を通しての情報交換・共有を日常的に頻繁に行っており、この機会が非常に重要です。支援を必要とする人に如何に適切なサービスが提供できるか、方針を共有することを基本として、相互の信頼性を向上させることに努め、業務を進めています。外部機関から信頼を得るためには、地域ケアプラザ内で職員が情報を共有し、適切な対応を取ることが必要であり、この情報共有を徹底することを継続していきます。

エ 地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの実現に向けて、医療及び民生委員児童委員、介護の従事者に加え、地域の介護予防活動や生活支援等に取り組む関係者の参加を積極的に働きかけて開催することで、個別支援の充実と地域課題の把握、検討を進めていきます。

(2) 地域における「支えあい」活動の活性化

ア 関連する情報の提供と活用

住民の「身近な場所に気軽に集える居場所を作りたい」という相談を受け、関係機関と連携することで高齢者等が集える「サロン」が実現した事例が複数あります。自分の地域でも実現したいという要望を聞く機会も多いことから、今後も、高齢者等の居場所づくりを実現した経緯を整理し、その成功のポイントを明確にししながら、積極的に他の地域に紹介する取り組みを続けていきます。

また、介護保険では対応できないちょっとした困りごとにも対応できる生活支援の取り組み「ちょいボラ」の活動が現在3カ所の町内会で行われています。他の地域にも広がるよう、関心のある住民を対象として見学会を開催するなど、意図的な働きかけを丁寧に行っていきます。

地域には、120を超える住民の取り組みや、野菜を直売する農家、品物を配達してくれる店舗があります。これまで様々な情報を分野別に整理した小冊子を作成しました。

具体例として「釜利谷みんなの情報シート」「かまりやお買い物情報」「かまりや やさい直売所マップ」があります。今後も情報の更新を随時行うとともに、地域住民、ケアマネジャー、民生委員児童委員等に冊子を配布し、必要な人に必要な情報が届くよう仕組みを整えていきます。

情報発信の方法には印刷物を使うことも有効ですが、インターネットを活用することが非常に効果的になってきており、法人ホームページで最新情報を届けることを行いながら、SNSを利用するなど、幅広い手段を検討しながら積極的に行っていきます。

イ 課題への対処

地域で活動している団体が抱えている、担い手不足、担い手の高齢化、参加者が増えない等の課題について、地域の支援者間で共有し、支援者と専門職が一緒に考える場と

して「つながりの会」を立ち上げました。様々な関係機関・団体と地域に係る人と人を繋ぎながら、住民主体による「高齢者の介護予防」「生活上の助け合い」に関する取組みを協力して作り上げ、高齢者を始めとした様々な人の社会参加を促すことに取り組んでいきます。

ウ 地域関係者による協議の場の設置

平成 29 年、担当地域内の住民、地域活動団体、民生委員児童委員、介護に関わる事業所や専門職が集まり、誰もが安心して地域で暮らせる方策を検討してきました。地域の支えあいや高齢者の見守りが大切ではないかという共通認識のもと、お互いに協議する場として「かまりやーの」を立ち上げました。

協議の成果として、住み慣れた地域で安心して住み続けるためのツールとして「高齢者見守りホルダー」を作成したところです。これはキーホルダーの形体をしており、「ホルダー」には緊急時連絡先として釜利谷地域ケアプラザの電話番号を記載してあります。

高齢者が外出時に倒れるなど万一の際、本人が話せなくても地域ケアプラザに連絡が取れるようにしてあり、連絡があれば地域ケアプラザは本人が登録した個人情報を警察・病院など必要な関係機関に提供する仕組みとしています。

この「ホルダー」は、令和 2 年 1 月現在 375 名の登録者があります。これは地域の高齢者人口の 5% となっており、今後は、高齢者だけでなく障がい児者等対象者を広げ、生活の安心につながるツールとして活用していくことを検討していきます。

また、協議の中で「あいさつ運動」の提案があり、「あいさつ」をすることはお互いの繋がりを作ることに有効なことから、地域に広めていくこととしました。小学校の参加を得ながらお互いに顔の見える関係を作り、いざという時に助け合え、安心できるまちづくりを進めて行きたいということが趣旨となります。今後もこの協議の場を大切に地域と共に取り組んでいきます。

エ 人材の育成

男性限定で介護予防事業を開催し、地域でリーダーとなれる人材を発掘してきました。それぞれの身近な地域で介護予防事業が実施できるよう意図したのですが、これは今後も継続していきます。

また、近年、退職後の男性からボランティア活動の問い合わせがあり、多世代交流のボランティアとして子どもの遊び相手として活躍する人もいます。今後も、シニアボランティアポイント登録研修会を開催するなど、受講者が貴重な地域活動の担い手として活躍できるよう働きかけを継続していきます。

(3) 認知症への理解拡大と支援を行う活動

ア 認知症の理解を広げる講座等の充実

各町内会における認知症予防出張講座の開催や保育園、小学校、中学校、関東学院大学等における認知症サポーター養成講座の開催など、地域住民の幅広い層で認知症について正しい理解と支援の輪を広げていくことを継続していきます。

イ 認知症サポーター養成講座キャラバンメイト交流会の活動

認知症サポーター養成講座を受講後、登録したキャラバンメイトで話し合った結果、

養成講座の講師となること、啓発のため劇を行うボランティアを募り「かまりやみかん」として活動していくことを決めたところです。今後も活動の継続を支援していきます。

ウ 認知症の人、家族への支援

月1回、認知症の人や家族、支援者、協力医が集まり、交流や情報交換の場となる「かまりやサロン」を地域の交流スペースにおいて開催しています。金沢文庫駅から徒歩近く、釜利谷の担当地域以外からの参加もあり、参加者が増えてきています。今後も認知症の人の居場所づくりや介護者への支援充実に取り組んでいきます。

(4) 健康づくり、介護予防

ア 地域における取り組みの充実

地域との繋がりの中で健康的な生活がおくれるよう健康づくり・介護予防の取組を進めています。ある町内会の「元気づくりステーション」は町内会長、老人会と協議を重ね、立ち上げを支援し、町内会内外からの参加者、介護保険サービス利用者の参加もあります。また、支援者が他の地域へ指導に行きその町内会で活動が立ち上がり、その後も交流が行われている例もあります。地域全体に活動が広まるよう支援を継続していきます。

介護・認知症予防に効果的な「スリーA」の体操を取り入れたサロンも増えてきました。活動が継続できるようプログラムのアドバイス等の支援を行っていきます。

町内会館や地域ケアプラザにおいてロコモシンドローム予防、高齢者の栄養についての講座の開催や公園で開催されている世代間交流の活動に出向き、健康チェック及び健康相談を実施していますが、介護予防の啓発を継続して行っています。

イ 自主的な活動への支援

身近な場所で、仲間と一緒に主体的に健康づくりに取り組めるよう「脳トレ」「筋トレ」「太極拳」「ポールウォーキング」等様々な講座を開催し、参加意欲につなげ、自分の健康と仲間の健康にも気を配り、皆と健康でいきいき暮らせるよう健康づくり、介護予防の取り組みを工夫しながら継続していきます。

(5) 子育て支援及び障がい児者支援の充実

ア 子育て支援

養育者の意見を把握しながら、子育て支援に繋がる事業の幅を広げていきます。養育者が子育てに関する知識を学ぶ機会、養育者自身が活動を楽しむ機会など、選択肢を増やし、参加意欲の向上を図ります。また、参加者による自主的な活動に繋がるよう、支援を継続していきます。

イ 障がい児者支援

障がい児者の居場所づくりを進め、その人が持つ潜在的な能力が発揮できるよう、地域と関わる機会を作っていきます。また、ボランティア活動をすることで具体的な成果に結びつく「ボランティアポイント制度」を整えましたが、内容をさらに工夫しながら継続していきます。

従来から余暇支援事業を行っていますが、これまで以上に「参加者が取り組みたいこと」を重視し、より意欲的に参加できる内容としていきます。また、外出を伴う事業も

行っていますが、受入側が障がいへの理解を一層深められるよう関わり方を工夫しながら実施していきます。

(6) 職員の能力向上

地域ケアプラザの職員には、様々な課題を把握して対応する能力、関係機関・団体と良好な関係を構築する能力、支援を必要とする人に個別支援を的確に行う能力など、幅広い分野で高い専門性が求められています。また、地域ケアプラザという組織の中で相互に求められる役割を果たし、チームとして業務を遂行する高い組織性の能力も欠かすことができません。

法人では職員のキャリアパスを示し、人事考課制度を整え、階層別研修を実施するなど体系的に人材育成を進めていますが、それぞれの職場における取り組みも非常に重要なものと位置付けています。日常業務における OJT を中心として、内部研修及び外部研修の機会を積極的に提供し、自己研鑽の意識を高めるなど、課題を常に追及しながら継続して職員の能力向上に努めていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地域の状況（人口と世帯構成等）

平成 31 年 3 月現在、担当地域には 25,412 人が暮らし、世帯数は 11,710 世帯となっています。平成 15 年と比較する人口はと 2,451 人減少し、世帯数は 365 世帯増加しています。

高齢者の一人暮らし世帯数の割合は 16.17% となり、区の 16.46% より微減ではありますが、世帯規模は、縮小する傾向が続いています。一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯、親と子の 2 人のみ世帯等が増加していることが伺えます。人口は、釜利谷東 2 丁目で増加の傾向が見られますが、全般的には安定または緩やかな減少がみられています。

高齢化率は 28.16%（うち後期高齢者は 14.09%）となっており、金沢区の平均 29.21% を下回っていますが、平成 15 年と比較すると 12.2% 上昇しています。地域によっては高齢化率が 38.3% となっている町内会もあり、住民の 3.5 人に 1 人は高齢者という地区が見られるようになってきました。

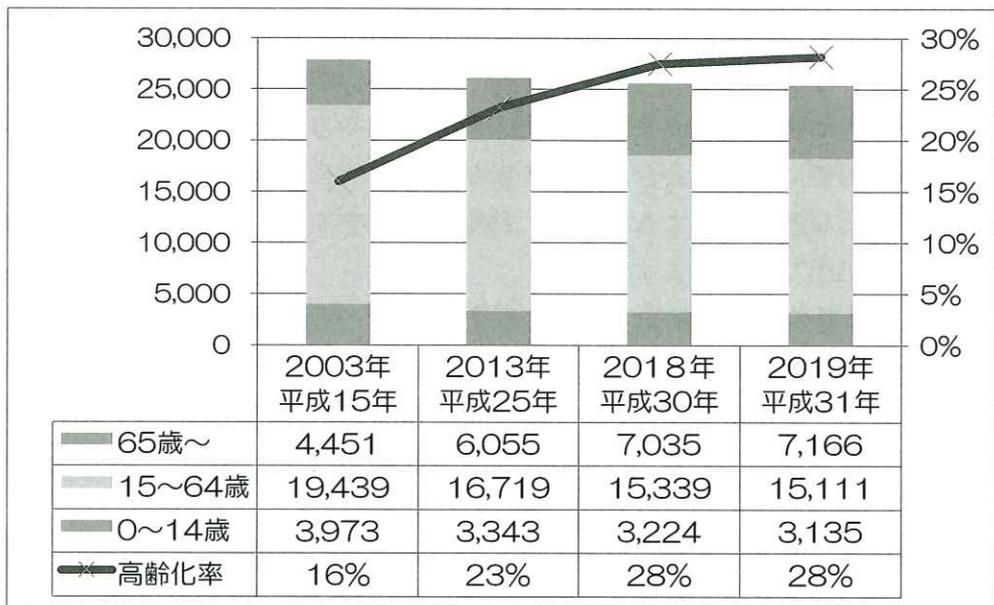
14 歳以下の年少化率は 12.3% であり、平成 15 年から平成 31 年の間に 2% 減少しました。

年少化率という点では、金沢文庫駅周辺と釜利谷東 7 丁目は年少人口の割合が高く、子育て世代が多い地域になります。世帯数が増えていることから、核家族世帯による子の養育が増えてきていると考えられます。

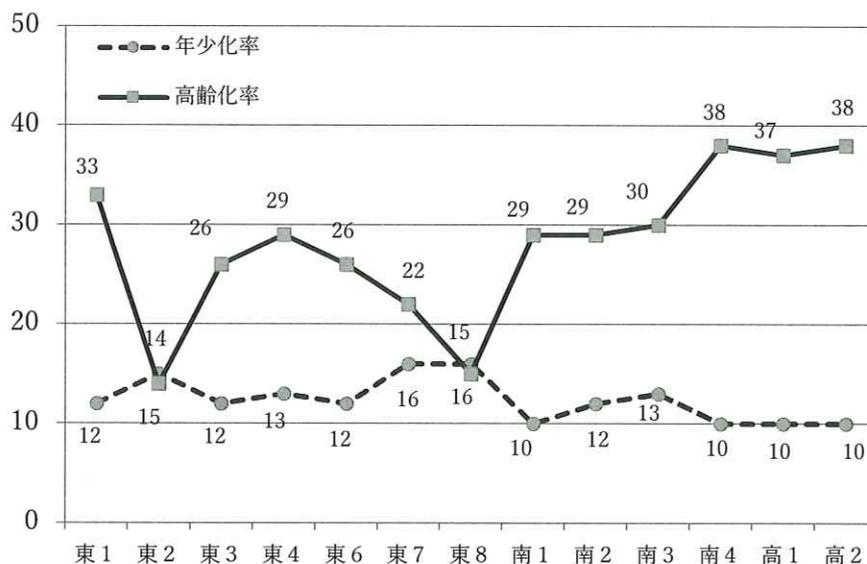
人口統計から見ると人口減少が見られ、高齢化の進展は顕著であり、5 年後には後期高齢者の割合が確実に高まってきます。地区による年齢構成の差も一層広がることが予測できます。担当地域に在住する高齢者の要介護認定率は、平成 31 年 3 月現在 18.17% で、区の平均 17.65% を上回っています。また、認定率も平成 29 年と比較すると 0.03 ポイント上昇しており、介護サービス利用者、居宅サービス利用者は共に区の平均利用者数を上回っています。

この要介護認定率の割合も確実に高まることが想定されます。

<担当地域人口の推移>



<町丁別年齢別別人口>



出典：横浜市統計ポータルサイト平成31年3月現在

2 担当地域の特色と課題

担当している地域は広域で、高齢世帯の多い地域と子育て世帯の多い地域があり、地域によって生活課題の違いがあります。特に、金沢文庫駅近くは、高齢者人口が少なく年少人口の割合が高く15.0%となっています。地縁関係の繋がりが比較的濃い住民層の多い地区と住宅地の開発により新しく転入してきた住民層の多い地区があり、町内会の運営や行事の開催

に違いが見られます。住民同士が協力して生活課題に取り組む活動は、住宅地の開発により新しく転入してきた住民層の多い地区で高齢化が進展している傾向にあり、積極的な取り組みが見られています。

釜利谷で高齢者世帯の多い地区は坂道が多い地形であることがよく見られ、バスが通っていない地区もあり、住民は外出しづらく、通院、買い物、駅への移動が困難で、社会活動が制限されやすいという課題があります。また、町内会館や自治会館までが遠い場合などは、加齢により歩行が困難になり、会合などへの参加者が減少している地区もあります。

集える場所を身近な所に確保することや、移動の支援を工夫するなど、住民と共に支援策を考えていく必要が出てきています。

地域内には、高齢者の入所施設やサービス事業所が68ヶ所と大変多くあり、数年前からは高齢者向け優良賃貸住宅も増えています。このような施設と町内会との関りが難しくなっていることも課題と言えます。また、アパートが多く生活保護世帯の多い地区もあり、住民同士のつながりが希薄で、複合的な課題を抱えた世帯もあり、地域ケアプラザに相談があった時には深刻な状況となっている事例も見られています。

介護予防及び健康づくりの活動には関心が高まっており、地域から講習会等の要望も増えてきています。支援を必要とする高齢者等は確実に増加してきており、介護サービスを提供する事業所のみでは、地域で安心した生活を維持していくことは難しくなることが容易に予測できます。単身高齢者世帯の増加も見られ、「見守り」や「支えあい」の活動が住民主体で広まるよう支援していくことが重要な課題であると認識しています。

3 関係団体等との連携方法

(1) 自治会町内会

高齢化が進んでいることへの認識から、自治会町内会からは介護保険制度の説明、介護予防、健康づくりに関する講座開催の要望が多く寄せられています。要望に応じて出張講座を開催し、講座終了後には参加者からアンケートを取るなど、住民の意見や要望の把握に努めています。この取り組みを着実に継続していき、介護予防に関連する情報を積極的に提供していきます。

地域の「支えあい」活動は徐々に広がりを見せており、住民が集える「居場所」の設置や、日常の中で必要な人に生活上の手伝いを行う「ちょいボラ」に取り組む町内会が出てきています。これらの活動が他の自治会町内会にも広がるよう、必要な情報を的確に伝えていくことが必要であり、情報冊子の作成配布やホームページに掲載することで、一層の周知に取り組んでいきます。

地域で成果を上げている事例を積極的に紹介し、住民自らがその効果を認識することで活動を考える契機となるよう、情報提供の方法も工夫していきます。

介護予防に繋がる「元気づくりステーション」については3か所で実施していますが、実施する地区を拡大していくことが課題です。また、認知症予防への関心が高いことから「認知症サポーター養成講座」開催の希望も増えており、今後も積極的に地域に出向き、必要な情報提供を行い、様々な機会を捉えて連携を深めていきます。

(2) 地区社会福祉協議会

日頃から地域の福祉向上に取り組み、地域福祉保健計画の推進などに重要な役割を果たしている組織であり、重要な協働のパートナーとなっています。地区別計画については協力しながら事業に取り組んでおり、高齢社会の進展に伴う課題についてもお互いに認識が深められています。

今後も、地域における「支えあい」の実践など最新の情報を提供することで、地区としての活動に広がりが出るよう働きかけを継続していきます。

(3) 民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員は、各地区で住民から困りごとや心配ごとの相談を受けており、連携を図ることは地域福祉を進める上で不可欠なものとなっています。地域の課題を幅広く把握しており、地域ケアプラザが取り組むべき事業を検討する上で貴重な情報の提供を受けることができます。

高齢社会の急速な進展により発生する課題については認識を共有していることも多く、実際に高齢者の「見守り」や「支えあい」を実践している人もいます。個別事例への支援を協力して進める場合もあり、連携を図る場面は確実に増えています。

今後も意見交換の機会を増やし、様々な提案を受けながら、安心して暮らせる地域づくりを協働して進めていきます。

(4) 保健活動推進委員会

個々の委員については、それぞれの地区で地域活動の実践に携わっている場合が多く見られます。活動の実践から得た課題や意見等を把握し、地域活動の広がりに向けた取り組みに反映できるよう努めていきます。

(5) シニアクラブ

各地区で高齢者を対象とした「居場所づくり」や「ミニデイサービス」といった活動を展開しているクラブがあります。実施している地区は自治会町内会と連携していることが多く、実施にあたっては町内会から助成を受けている場合があります。それぞれ地区ごとの活動になっており、実情の把握に難しさがありますが、民生委員児童委員から情報収集を行うなど、支援等の必要性についても情報の収集に努めていきます。

(6) 地域活動団体（自主グループ）

地域内には高齢社会の進展に対応するため、自主的に「生活支援の活動」「居場所づくり」「介護予防」「健康づくり」などの活動を行うグループが増えてきています。多くは有志による活動となっており、安定的に継続しているグループも見られています。地域の関係者に働きかけ、実情の把握を進め、連携の方法等について検討を進めていきます。

また、地域には活動の拠点となる場所の提供や、活動に関心を持つ人材が潜在している可能性があり、繋がりを作る機会を探るため、職員が積極的に地域に出向くことで情報を把握する活動を継続していきます。

(7) 釜利谷子育て連絡会

釜利谷地区社会福祉協議会が運営しており、釜利谷地区で子育てしやすい地域づくりを進めるために、定例的に「親子ほっとサロン」「親子すくすく広場」等の事業を展開してい

ます。子育て支援に活かせるよう養育者を対象とした研修会を開催するなど、養育者の声を活かした事業に取り組んでいます。地区の中で重視している活動であり、地域ケアプラザは連絡会の会員となっており、活動場所の提供や事業の共催などを行っています。今後も安定した事業が展開できるよう積極的に協力していきます。

(8) 釜利谷コミュニティーネットなないろ

発達に心配のある児童、障がい児、不登校児及び養育者を支援する場として、当事者団体「カモミール」、フレンドリースペース金沢、区役所、主任児童委員、西金沢地域ケアプラザと共催で会合を開催しています。現状や課題を共有する機会としており、今後も課題の解決に向けて関わりを継続していきます。

(9) フレンドリースペース金沢

不登校の児童等を対象として、フリースペースの設置、学習支援、面接相談、親の会等を行っている自主活動のグループです。横浜市内でも取り組んでいる団体が少ない事業で貴重な活動であり、人と関わるのが苦手な児童にとっては欠かせない居場所となっています。地域ケアプラザの近隣地区にあり、情報交換、実施事業への参加、ボランティアの受け入れ、地域ケアプラザデイサービスでの児童との交流などを行っており、今後も継続していきます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザはその機能から様々な関係機関・団体と等間隔の連携を取りやすい立場にあります。その強みを活かして、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりに向けて、多様な機関・団体との連携を強化していきます。

(1) 区役所

区役所が進めている区地域福祉保健計画について、地域ケアプラザは地区別計画の推進に向け「地域支援チーム」の一員となっており、随時、必要な情報交換・共有を図っています。また、横浜市から受託している事業に関しては、その推進方法に関し定例的な会議のみならず、日常的に情報を共有することに努めており、今後も着実に継続していきます。

区が主催する成年後見ネットワーク事業、高齢者虐待防止連絡会、SOS ネットワーク事業に参画し、事業推進に貢献するとともに、他機関・団体との連携も図っていきます。

福祉保健サービスの提供については、区の関係部署との定例会議において事業の情報共有、事例の検討に加え、必要な時には同行訪問を行うなど、連携して的確な個別支援が行えるよう努めていきます。

(2) 区社会福祉協議会

地域福祉保健計画の推進に関し、地区別計画についてお互いに「地域支援チーム」の一員となっており、協働して取り組んでいます。また、生活支援体制整備事業については、地域のアセスメントシート作成の助言を受けるなど、事業の推進に必要な支援を受ける場

面もあり、情報交換・共有に努めています。また、個別事例で支援の協力を求める機会があり、地域ケア会議や地域支えあい連絡会へ参加や、地域活動交流事業への協力を依頼するなど、地域福祉推進のパートナーとして欠かせない機関であると認識しています。

今後、地域の生活課題を把握するために、住民の座談会や住民アンケートの実施等も検討しており、協働する事業の充実を図りながら、連携を強化していきます。

(3) 地区社会福祉協議会

地域福祉保健計画の地区別計画を主体的に推進する役割を担っており、地域福祉を推進する上で日常的に連携が不可欠な団体です。地域ケアプラザは地区社協の会員となっており、毎月の定例会議に所長が出席し、情報の交換・共有を行っています。定例会議には、地区の自治会町内会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進委員会等の各種団体代表者が参加しており、広く情報提供を行うことができる貴重な機会であり、今後も積極的に情報の発信を行っています。

地域支えあい連絡会、釜利谷子育て連絡会、「かまりや一の」を通して協議の機会を設けており、連携を強化していくことを継続します。

(4) 自治会町内会

担当地域の自治会町内会とは、介護予防・健康づくり講座、健康チェック・健康相談会等についてそれぞれの要望を把握し、企画から運営まで協力して行ってきました。地域ケアプラザが実施する事業について、周知を依頼することも多い状況ですが、協力的で良好な関係が築けています。

地域の行事に積極的に参加するなど、日ごろから町内会役員との繋がりを作り、信頼される関係を築くことが必要と考えています。好例として、地元町内会の例大祭開催に担い手として職員が参加し、休憩所として場所を提供するなどの取り組みを継続してきていますが、施設の避難訓練に町内会から協力の申し入れがあるなど、今後に関わる関係づくりが進展しています。

(5) 民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員は地域の福祉を進める上で重要な役割を果たしており、連携については常に重視しています。個別事例の相談で課題を共有し、連携して支援を行うことが多くあり、意見交換を密接に行うことで信頼しあえる関係づくりに努めています。

地域の課題を協議する場「かまりや一の」、地域支えあい連絡会、高齢者見守りネットワークなど、定例的な会議の機会に情報交換を行うことも増えてきており、提起される課題については地域ケアプラザ内で共有し、解決に向けた方策を検討していきます。

(6) 保健活動推進委員会

地区の中で福祉活動を担う人が多く、健康づくりに関連する講座を共催するなど、連携した取り組みを継続しています。地域支えあい連絡会、「かまりや一の」などにもメンバーとして参加しており、地域での取り組みを通じた意見等を把握しながら、連携を図っていきます。

(7) シニアクラブ

地区の中で、「高齢者の居場所づくり」や「ミニデイサービス」の実践を行っている事

例が多くあります。ある地区の要望に応じて、生活支援体制整備事業について地区定例会で説明する機会を設けることもありました。地域の「支えあい」について関心の高いクラブがあることも伺えます。

各町内会の状況について、民生委員・児童委員等にも協力を依頼しながら、活動の把握を進め、必要であれば個別に活動への支援について検討していきます。

(8) 医療機関（医師会・歯科医師会・薬剤師会）

支援を必要とする個々の人を通して連携することを日常的に行ってきていますが、組織的に相互理解を深め、業務を円滑にするため、情報交換会や研修会を実施してきており、継続していきます。

- ・区主任ケアマネジャー部会と金沢ケアマネ倶楽部、及び医療機関が設置している在宅医療相談室の共催事業として「地域での在宅医療について医療との連携強化」をテーマにした情報交換会の開催
- ・地域包括支援センターと医療機関の医療ソーシャルワーカーによる情報交換会開催。
- ・区主任ケアマネジャー部会と区薬剤師会及び在宅医療相談室の共催で、薬剤師会との情報交換会及び研修会の開催
- ・済生会若草病院、景翠会金沢病院グループと連携し、医療講演会の開催

(9) 介護サービス事業所

地域包括支援センター職員は、居宅介護支援事業所を定期的に訪問し、信頼関係を作り、困難事例等の相談対応や、医療と介護の連携会議や研修を実施し、個別支援の体制を整えています。リハビリテーションセンター、介護老人保健施設、居宅サービス事業所については、個別支援の充実と地域課題の解決にむけた地域ケア会議に参加を依頼し、多職種で検討することで、解決に向けた取り組みを行っています。

また、地域密着型サービス、認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護等へ出向き、運営推進会議に出席し情報交換や情報提供を行うことで連携を深めており、継続していきます。

(10) 小学校・中学校

小学校については、毎年、3年・4年生を対象に地域ケアプラザについての学習やデイサービスの利用者と交流する機会を設けており、福祉への理解を広げる授業に協力しています。また、小学生を対象として「認知症サポーター養成講座」を実施しており、認知症に対する正しい理解と支援の輪を広げる取り組みについて、今後も継続していきます。

学校職員については、地域での見守り、支えあいの協議の場「かまりや一の」に参加を得ており、今後の多世代での交流、見守りについて意見交換を進めていきます。

中学校については、生徒が地域ケアプラザで職業体験を行う取り組みを行っており、授業の一環として協力しています。地域ケアプラザの職員による職業講話の依頼にも応えており、地域活動や福祉職に対する関心を高められるよう授業に協力しています。今後も連携する活動を継続していきます。

(11) 大学

地元の関東学院大学の学生を対象に「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症に

対する正しい理解と支援の輪を広げる取り組みをおこないました。また、大学の地域連携センターコーディネーターに地域支えあい連絡会への参加を依頼し、地域との情報交換や課題についての話し合いを行っています。また、横浜市立大学とは区社会福祉協議会及び区内地域ケアプラザと共催し、ボランティア講座を毎年開催しています。

これらの取り組みを継続していきます。

(12) 金沢区地域子育て支援拠点とことこ

子育て支援を担う「とことこ」とは共催事業を実施するとともに、情報交換を行う機会を設けており、子育てに活かせる情報の共有を図っています。地域ケアプラザにおける子育て支援の事業に関しても、随時、情報提供を行っており、今後も連携しながら、地域における子育て支援がより充実するよう努めていきます。

(13) 区内地域ケアプラザ

横浜市の委託事業に関しては、職種ごとの定例会を開催しており、会議に参加することで、専門分野の情報交換・共有を進めています。担当する事業を進めていく上での課題を検討し、必要であれば調整を行う機会としており、区のレベルで地域ケアプラザごとに業務に大きな差異が出ることがないように取り組んでいます。

それぞれの職種で意見交換した内容は議事録に残し、それぞれの部署で最新の情報を共有するようにしています。

地域活動交流事業に関しては、障がい児者支援事業やボランティア講座を共催するなど、地域ケアプラザで連携しながら事業展開をしており、今後も継続していきます。

所長は月1回の定例会に参加しており、区役所から地域ケアプラザ運営に関する事業説明及び情報提供等を受け、地域ケアプラザ同士で情報交換を行っており、課題の共有と相互の連携を図っています。会議の情報は、地域ケアプラザ全職員へ伝達し、必要な指示を行っており、今後も継続していきます。

(14) 西金沢地域ケアプラザ

同じ釜利谷地区を担当地域としており、事業内容によって連携を必要とする場合が出てきています。お互いに協議を行いながら共催事業を実施しており、継続していきます。

- ・年に2回、「パーキンソン交流会」をご本人とご家族対象にテーマを設定しながら行っています。
- ・関東学院大学社会学部の学生へ毎年「認知症サポーター養成講座」を実施しています。
- ・保健活動推進員の事業開催は共催で実施しています。
- ・地域づくり塾に参加した地域の人と共に、高齢者、障がい児者及び子どもを対象とした交流会を企画検討しています。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

開設当初から、障害者支援施設航と合築した建物で運営を行ってきています。航は障害福祉に関する専門施設であり、地域ケアプラザで障がいのある人から相談があった場合には、専門

的知見から随時助言を求めることができる体制を整えています。

また、避難訓練については合同で行う機会を設けることにしており、地元町内会の協力を得て初期消火訓練を行う場合等は両施設の職員で準備を行い、実施しています。

航の生活介護事業に通所している利用者について、要介護認定を受けている場合は通所介護事業の利用が可能であり、並行利用を円滑に行うことができ、現在2名の方が通所しています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業績実績等について、記載してください。

1 法人の理念・基本方針

(1) 理念

ア 「すみなす＝住み成す」の実現

「住み成す（古語）」には「思い通りの状態にして住む」「好み通り整えて住む」という意味があります。「すみなす会」という名には、地域で暮らす人達一人ひとりが平穏で自立した生活を営むことができるような社会を実現したいという法人の心と意志がこめられています。

イ 「地域の誰もが明るく豊かに」

障がいを持っていたり、高齢になったことで支援が必要になった人たちも、自分の住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう様々なサービスを提供します。一人ひとりの「誇りある豊かな暮らしづくり」をお手伝いするとともに、地域福祉の拠点として「あらゆる人が地域の中で明るく暮らし、支えあう地域づくり」を目指します。

(2) 基本方針

事業推進の基本として職員行動指針を定めています。

ア 私たちは一人ひとりの『すみなす』を実現するために、人々の人権を守り、人々の課題解決を生涯にわたって支援します。

イ 社会・地域からかけがえのない社会福祉法人として認められるよう努めていきます。

(ア) 私たちは一人ひとりの行動そのものが『すみなす』の実現につながることに、職員である前によき市民、よき社会人であるべきことを自覚し、行動します。

(イ) 私たちが約束すること

何事にも誠実に向き合います。

何よりも信頼関係を大切にします。

私たちは、お互いの成長とチームワークを大切に、プロ意識を持った創造的な職員となり、公正で明るく活気に満ちた職場を作ります。

私たちは、事業を通じて子どもからお年寄りまで、すべての人々が安心して暮らせる地域づくりに貢献し、豊かな社会の実現を追求します。

2 事業実績

平成13年、金沢区釜利谷南に知的障害者入所更生施設「航」及び横浜市釜利谷地域ケア

プラザを開設して以来、常に地域のニーズに添うことを基本としながら、金沢区内を中心として順次事業を拡大してきました。

障害者福祉分野では、平成 16 年に法人型地域活動ホームである金沢地域活動ホームりんごの森の運営を開始し、平成 25 年に共同生活援助事業、居宅介護事業、移動支援事業及び障害者後見的支援事業を実施する地域支援センターを開設したところです。

障害者後見的支援事業は横浜市から受託した事業です。

共同生活援助事業として運営する障害者グループホームは 12 か所設置しました。

また、障害者の生活介護事業については、航の分室を 2 か所設置し、平成 26 年には障害福祉サービス事業所コパンを開設しています。

りんごの森においては、障害者自立生活アシスタント事業、金沢区基幹相談支援センターの運営を行っており、計画相談事業については体制を強化してきました。

さらに、区域で把握した地域ニーズに応えるため、りんごの森において、就労継続支援 B 型事業及び生活介護事業を行う多機能型事業所を令和 2 年 2 月に開設したところです。

また、法人として地域貢献事業についてもその重要性を認識しており、施設利用者の作品展示スペースを設けるとともに、地域住民が集える「カフェ」を 2 か所設置しています。

地域ケアプラザについては、平成 13 年に釜利谷地域ケアプラザの運営を開始し、これまで指定管理者として運営を継続してきています。釜利谷地域ケアプラザにおける実績を活かし、平成 21 年からは柳町地域ケアプラザの運営を開始しました。

地域ケアプラザは地域の福祉保健活動の拠点であり、また相談機関として、地域住民の期待に応えることを基本として運営の実績を重ねてきています。各地区の自治会町内会、地区社会福祉協議会など関係団体、医療機関及び介護サービス事業所等との連携を重視し、様々な事業について協働することで信頼される存在となっていると考えています。

事業開始時点の職員総数は 122 人でしたが、現在は 400 人となり、当初の事業活動収入は約 5 億 9 千万円でしたが、今年度は 15 億円を超える規模となり、地域ニーズに応じて事業を拡大してきています。

なお、社会福祉法改正に伴い、社会福祉法人には「地域における公益的な取組み」が責務として規定されましたが、法人では、保護観察中の対象者がボランティア活動を行う実践の場を提供しており、市保護観察所長から「感謝状」を受領しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況

平成 30 年度の法人単位資金収支計算書における事業活動による収支ですが、事業活動による収入については予算対比で 51 万円余のプラス、支出については予算対比で 1,076 万円余のマイナスとなっています。収入のプラスは障害福祉サービス等事業収入の増が主な要因であり、支出のマイナスは人件費の減、事業費及び事務費を抑制したことが主な要因となってい

ます。

事業活動資金収支差額は予算 3806 万円余に対し、決算 4831 万円余となり、1025 万円余のプラスとなりました。事業活動による収支に施設整備等による収支、その他の活動による収支を合わせた当期資金収支差額については予算 1,399 万円余に対し、決算 2,458 万円余となっており、決算が 1,058 万円余上回っている状況です。当期末支払資金残高は 6 億 360 万円余となり、堅調に推移しています。

2 法人税等の滞納の有無

当法人は収益事業を実施しており法人税の申告を行っています。消費税についても、課税事業者であるため中間申告及び確定申告を行い、年 2 回の納付を遅滞なく行っています。

3 財政状況の健全性

財政状況の短期安定性の指標は流動比率となります。これは、流動負債に対する流動資産の占める割合となり、法人の平成 30 年度決算では 799.8%です。法人の支払能力には十分な余力があります。

財政状況の長期安定性の指標は純資産比率となります。これは、資産総額に対する純資産の占める割合となり、法人の平成 30 年度決算では 89.8%です。純資産は十分高い比率となっています。法人の財政状況は高い健全性を示しています。

4 安定した経営ができる基盤

平成 30 年度決算における「法人単位事業活動計算書」においては、次期繰越活動増減差額が 6 億 6,970 万円余となっており、前年度決算 6 億 4,085 万円余と比較して、2,884 万円余の増としています。毎年、純資産の増額を行うことが可能となっており、経営基盤は安定している状況です。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザは地域住民の課題を把握し、課題解決に向けた活動を行うとともに、地域ケアプラザの各職種が連携し、地域支援の中核的な役割を担います。

期待される役割を担うためには、必要な資質を備えた職員を適切に配置し、職員が相互に協力しながら業務を進めていくことが不可欠です。

1 所長について

所長には、地域ケアプラザが果たすべき役割を正確に理解し、職員が持てる能力を十分に発揮できるような的確な指導力が求められます。また、地域ケアプラザは多様な事業を展開しており、職員が連携して業務に取り組むことができるよう全体のマネジメント力も必要となります。更に、公益性のある施設であることから、地域関係団体、関係機関、区役所等の多

様な関係者と連携・協働を推進する必要があるとあり、渉外力も欠かせないものと言えます。

現在の所長は、現場で利用者支援を経験した後、ケアプラザの所長として長年勤め職員からの様々な相談に応じた的確な指示を行うことができ、職員からの信頼も厚く、よいチームワークを形成し、安定した事業運営を進めています。釜利谷地区社会福祉協議会に理事として参画しており、町内会の行事や地区における共催事業に参加するなど、地域の一員として積極的に地域に出向き、地域の関係者・団体・機関とのネットワークづくりを実践しており、良好な関係を築くことができています。

今後、地域ケアプラザは様々な地域関係団体、機関との連携が何より重要となり、地域ケアプラザが一体となり期待される機能を発揮する必要があります。所長は、職員の能力を活かした施設運営が十分期待でき、適切な人材と考えています。

2 職員配置

事業	担当	雇用形態	人数	資格
所長		常勤	1名	居宅介護支援専門員、介護福祉士
地域活動交流事業	コーディネーター	常勤	1名	
	サブコーディネーター	非常勤	6名	
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター	常勤	1名	保育士、社会福祉主事
地域包括支援センター	保健師等	常勤	1名	地域ケア、地域保健等に関する経験のある正看護師
	社会福祉士	常勤	1名	社会福祉士
	主任ケアマネジャー	常勤	1名	介護支援専門員、主任介護支援専門員
	増員職員	常勤	1名	社会福祉士
居宅介護支援事業	介護支援専門員	常勤	4名	介護支援専門員、介護福祉士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、社会福祉士
通所介護事業	生活相談員	常勤	1名	介護福祉士
	生活相談員、介護職兼務	常勤	2名	介護福祉士、認知症介護実践者研修終了、社会福祉主事
	介護職	非常勤	19名	介護福祉士 7名 ヘルパー2級 10名
	看護師	常勤	1名	正看護師
	看護師	非常勤	4名	正看護師

3 必要な職員の確保・適正な配置について

地域ケアプラザが求められる役割を果たすためには、様々な福祉保健サービスに関わる基本的な知識に加え、担当する職務により、相談支援、介護、福祉保健、地域福祉などの高い専門性を備えることが必要になっています。採用にあたっては複数の管理職による面接等により慎重に選考を行い、資格を含め適性を見極めながら行っています。地域包括支援センタ

一では、本来業務に専念できるよう非常勤事務職員を雇用しています。

欠員が出た場合には、ホームページや様々な求人方法により公募を行い、法人内の事業所からの異動や施設の内部異動も含め検討し、必要な職員の確保をしていきます。地域包括支援センターの主任居宅介護支援専門員の確保に向けては、資格取得に必要な年数を経過した居宅介護支援専門員に研修費用を助成し、資格取得を推奨することで、職員体制が不備にならないための対策を講じています。

複数人で構成する部署については、チームワークが重要であり、チームをまとめる役職者の配置を重視しています。また、専門職配置については、地域ケアプラザ管理運営に関する基本協定書を踏まえ適正に配置しており、通所介護事業、居宅介護支援事業は、条例に定められた基準に従い必要な職員を配置しています。

当法人は2か所の地域ケアプラザを運営し、障害関係施設を複数運営しており、対人援助職として能力のある職員を有しています。職員の適性を活かしつつ運営体制を整備するため、人事異動により人材を確保する体制も整えています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザの機能を発揮するためには、職員がその専門性を発揮し、地域の関係機関・団体等と適切に連携を取り、業務を推進する必要があります。公正中立性を保ちながら業務にあたり、利用者や地域に信頼される人材であることが必要であり、その能力を備えた人材を育成します。

1 キャリアパスと法人主催研修

法人では、職員の「キャリアパス」を策定しています。これは、法人が期待する職員の成長の道筋を示したものであり、職員自らがキャリアアップの道筋を確認できるものになります。職員については経験年数や職位により階層を設けていますが、その階層に求められる職務内容、職務能力に加え、求められる行動能力を示すことで、身につけておくべき能力等を明らかにしています。この階層ごとに、組織運営の基本的事項を習得できるよう、組織性を向上させる研修については法人主催研修として体系化しています。階層別を実施することで、法人内で必要な取り組みの共通理解が進むようにしており、今後も継続していきます。

2 専門性の向上と研修計画

地域ケアプラザには様々な専門職が勤務しており、専門性を向上させる研修も必須のものとなります。公的機関や民間事業所が実施する専門研修については内容を確認し、有用と考える研修については参加できるよう、勤務等の配慮を行っていきます。

各部門から提出された年間研修計画をもとに必要と思われる研修内容を加え、地域ケアプラザの研修計画を策定し実施していきます。年度途中で様々な機関・団体から届く研修情報を共有することで、外部派遣研修を随時追加するなど、柔軟な対応を行います。外部派遣研修に参加した職員には職場内で報告する機会を設け、情報を共有することを進めていきます。

業務を通しての学びも重要であり、各部署のリーダーを中心としたケースカンファレンスや事業内容の検討の際、意識的に後輩職員を育成するなど、OJT についても重視し、技量の向上を図っていきます。多職種の連携という点では、地域活動交流、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、所長で5職種連携会議を毎月開催し、地域ケアプラザ職員としてのあり方、方向性、業務の視点なども学び合いの場としていきます。

地域ケアプラザ研修委員会では、全職員で取り組むべき課題や職員自ら学びたいこと、学ぶべきことを検討しており、適切な研鑽の機会を作れるよう準備を進めていきます。平成30年度より、法人が運営する柳町地域ケアプラザと合同で研修を実施しており、地域ケアプラザ全体で職員の資質向上を目指し、今後も取り組みを継続していきます。

3 職員の目標管理の取り組み

職員には目標管理の取り組みを課題としており、「自己育成シート」という独自の様式を活用しています。年度当初、職員は上司と面談した上で業務の目標及び行動計画を作成し、上司と共有することで効果的に業務を推進できる環境を整えています。年末には目標及び行動計画について上司とともに振り返りを行うことで、達成状況を確認し、今後の課題等を共有することで職員の意欲を伸ばし、自信を持って業務が行えるよう環境を整えています。この仕組みは職場内のコミュニケーション活性化にも効果が表れており、改善点を見極めながら継続していきます。

4 人事考課制度と人事異動

職員の業務への取り組み状況や能力等について、公平・公正な評価を行うために人事考課制度を整備しています。人事考課の結果については、就労意欲の向上に活かせるよう、総合評価を伝達しており、今後も継続していきます。また、人材育成の観点からは人事異動が有効な手段となります。毎年、職員の意向を把握しながら、組織の活性化及び職員の能力向上を図ること等をねらいとして異動を実施していきます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

乳幼児から高齢者まで様々な年代や障がいのある方も利用する施設として設備、施設の安全性の確保と快適性を維持するため、施設の設備点検及び整備を定期的に行い不具合が発見された場合は迅速に対応を行っていきます。

日常的な維持管理は職員が行い、専門的な保守管理は専門業者に委託し、計画的、定期的に行っていきます。施設開設より18年を経過する中、設備、備品の経年劣化が進んでいます。

大規模修繕にならないよう清掃、点検、保守を定期的に行ってまいりました。今後も継続して事業運営できるよう保守管理に努めていきます。

1 施設・設備の維持保全

施設開設より18年近くを経過し、併設の施設である障害者支援施設航とともに、その機能の維持、耐久性の確保を図るための清掃、点検、保守を行ってきました。引き続き、適切なメンテナンスに努め、軽易な修理、補修については職員が対応、必要な場合は、早急に業者による適切な工事を実施し、利用される方々の安全性と快適性を確保していきます。

施設の図面、各設備の取扱い説明書や保証書および点検記録を整備し保管、光熱水費の記録等も必要な時にすぐに見ることができるよう整備し管理者は内容を把握しています。

施設の長期利用に対する施設・設備の維持保全については、故障や不具合の状況を建築局に随時報告、相談し金沢区や横浜市建築局と協議を重ね、大規模の修繕にならないように実施しています。建物設備等維持管理年間予定表を毎年作成し、専門業者による建物設備管理、建物清掃、環境衛生管理を計画的に実施しています。施設・設備の異常やその兆候を早期に発見し、適切な処置をすることで、故障などによって業務への支障や、大規模修繕が発生しないように対処し、修繕に関する出費が最小限になるよう努めています。

さらに施設・設備の不具合の早期発見の取り組みとして、年に1回、施設管理者点検を実施、これは現場職員と共に点検マニュアルを確認しながら現場を巡回、機器等の作動状況や異常の有無の確認を行い、結果を記録しています。

館内の設備は、使用しやすいように、子どもの手の届く掲示物は、画鋲を使用せず掲示し、コンセント等にはカバーをする等細かい配慮を行い乳幼児も安心して施設、設備を利用できるよう工夫していきます。

2 小破修繕について

小破修繕の合計額が年間60万円を超えることが平成28年度、29年度にあります。設備や照明の故障の箇所よりLED交換の実施や建物以外の敷地内の路面についても補修が必要な状況があり早期に発見し適切に対応します。具体的には、加湿器の故障、交換や空調設備の修繕をしています。

3 長期修繕計画について

平成28年に施設建築時の設計業者に依頼し、長期修繕計画を策定しました。平成28年を起点として25年間の修繕計画と費用を算出しています。建物は障害者支援施設航と釜利谷地域ケアプラザを一体的に建築しており、全体の修繕計画となっています。

早急に補修が必要との指摘を受けている建築物、設備もあり、航と地域ケアプラザの共有部分が含まれているため、現在、横浜市と協議している部分があります。

今後も、計画で指摘された箇所を優先としながら、計画的に必要な修繕を行っていく予定です。

4 清掃業務、衛生業務

清掃については、デイサービスの終了に合わせて、毎日2人の専任スタッフにより行っています。衛生についても、毎日職員と専任スタッフにより、手すり、椅子、テーブル、浴室、トイレ等の消毒について次亜塩素酸を使用して行っています。

床は3ヶ月に1回、カーペットは年2回、窓は4ヶ月に1回、網戸等は年1回、専門業者

に委託して定期的に清掃を行っており、今後も計画的に実施していきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

地域ケアプラザは高齢者や障がい者、こども、妊婦や幼児などの利用も多い施設であり、安全配慮義務と事件事故防止に関する職員の意識を高めることが重要と考えています。

業務におけるリスクマネジメントについて地域ケアプラザ全体で取り組み、事件事故等緊急時に適切な対応が取れるよう体制の整備、日々の情報共有やマニュアルの整備と活用、訓練を行っていきます。

1 事件事故の防止体制

事故防止業務改善委員会は、多職種で構成されており、ヒヤリハット事例を題材にケース検討を行い、職員のリスクマネジメントに対する意識を高めています。

事件事故発生時は、初動対応を正確かつ迅速に行い関係機関に連絡、報告を義務付けています。事件事故が発生した際は、各部署の管理者による臨時の会議を開催し、事故原因の究明と対策の検討を行い、再発防止策についての報告書を作成し、職員全員に回覧することで周知徹底を図っています。定例の会議で事例の検証や事故予測の啓発を行っていきます。

(1) ヒヤリハット報告書の活用

定期的な会議だけではなく、日々の業務の中での職員一人ひとりの気づきも重要と考えます。日常の業務の中で小さなこともヒヤリとしたことは見過ごさず報告し、報告書を作成、分析し、対応策を考え、職員全体で共有し、再発を防ぐ努力をしています。

特に通所介護事業では、利用者の方々の心身状態は日々変化しています。リスクについても日々変化するものとして意識し、リスクマネジメントを行っていく必要があります。利用者一人ひとりの適切なニーズ把握と同時に心身の特性に伴うリスクに焦点を当てたアセスメントを行い、リスクマネジメントに取り組んでいきます。

事件事故を未然に防ぐためには、事故発生以前の気付かれていない危険因子を明らかにすることが必要であり、その認識を徹底しながら、事件事故の防止に努めていきます。

(2) マニュアルの整備と運用

通所介護事業の利用者については、「釜利谷地域ケアプラザ事故防止・緊急時対応マニュアル」に基づいて迅速な対応ができるよう、職員教育を進めています。事故事件発生後の再発防止策でマニュアルの変更が必要な場合は適宜見直しを行い、修正をしています。

感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が、集団で活動する場であるため、感染が広がりやすい状況であることを認識し「感染症予防対策」マニュアルを整備しており、今後も感染症予防に努めていきます。

2 急病・事件事故など緊急時の対応

貸館利用者、自主事業に参加する人が急病になった場合については、通所介護事業及び障

患者支援施設の看護師が即時に対応することが可能で、必要な場合には救急車を要請するなどの対応がとれる体制としています。さらに施設内に AED を設置しており、職員は年に 1 回釜利谷消防署による普通救命講習 I で AED の取扱い研修を受けており、即時対応力の向上に努めています。

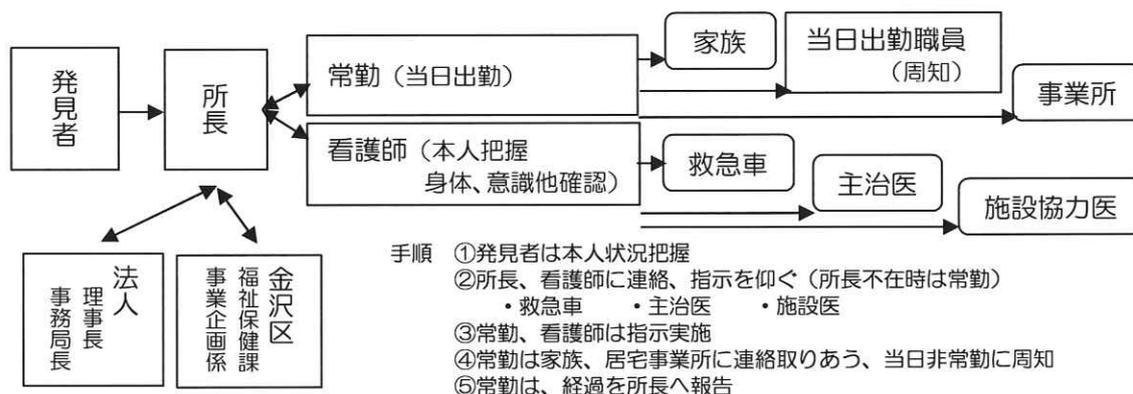
通所介護事業の利用者については、既往歴、主治医についての基本情報を把握しており、緊急時には「事故防止・緊急時対応マニュアル」に基づいて迅速な対応ができるよう、職員教育を進めていきます。

不審者への対応は全職員が協力して行います。窓口では在席している職員が来所者の動向を把握し、緊急時と判断すれば警備会社へ通報する体制を整えています。夜間は機械警備により不審者の侵入をチェックしており、地下入口、事務所入口、施設正面入口に監視カメラを設置し、その動向について録画記録を行っています。

緊急事態が発生した場合はすぐに行動が取れるよう、事務所に連絡体制（図 3）、役割分担表、関係機関一覧表、避難場所の地図を掲示し、確認して行動できるようにしています。

事故が起こった際は、情報を正しく把握し、迅速な対応を心がけ、施設及び必要な関係機関に遅滞無く報告を行います。当該部署では、原因・背景を明らかにし、再発防止に取り組むこととしており、会議や日々の申し送りで周知していくことを今後も継続していきます

図 3 事故発生時連絡表



(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時には、地域ケアプラザは地域防災拠点での避難生活が困難な要介護者とその介護者を受け入れる「福祉避難場所」として速やかに機能できるよう、日ごろから応急備蓄の整備や管理を定期的実施し、地域防災拠点との連携方法等の確認を行っていきます。

1 発災時に備えた事前準備

貸館には防災頭巾の設置とともに貸館利用団体参加者全員を対象に定期的に団体ごとに館内を歩き、避難経路の説明を必ず行い、安心して館内を利用できるようにしています。連絡体制、役割分担、関係機関の一覧表を事務所に掲示し、災害時に慌てることなくすぐに確認、行動できるようにしています。通所介護事業所の利用者に対しては、防災頭巾の装着訓練、避難訓練を定期的に実施しています。

毎年の訓練では、地域ケアプラザの職員全員で地震を想定し、持ち場への移動、指揮官への報告、利用者を3階広場まで全員移動するまでの時間を計測しています。終了後、職員にアンケートを実施し、課題を明らかにして次回の訓練に活かしていきます。

毎年、同じ建物にある障害者支援施設航と地元である白山道町内会の協力による避難誘導訓練を協力して行い、課題を確認することで地域と共に防災意識向上に取り組んでいきます

2 福祉避難場所の運営について

福祉避難場所として速やかに機能できるように、横浜市福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱に基づき応急備蓄物資の整備、管理を定期的に実施し、訓練時には、職員全員で備蓄庫の開閉、物資の確認を行っていきます。

災害発生時は速やかに福祉避難所を開設できるよう、特別避難場所開設・運営マニュアルについて、平成26年に改訂版を作成し、職員会議を通して職員全員に周知確認しました。

このマニュアルは、定期的に会議で確認することとしています。

職員の参集については、常勤職員の参集確認表を作成し、自宅から徒歩により参集の場合の時間を予測し把握しています。参集条件や基準等については、最新の情報を確認しながら改めて法人全体で見直しを行うことを予定しています。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

近年、局地的な大雨等の異常気象が頻発し甚大な被害が発生しています。施設管理者として職員を指揮し利用者等の人命を確保する責任があります。施設は山々に囲まれおり施設の裏はがけ斜面となっており土砂災害警戒区域に指定されています。土砂災害の種類とリスクを把握し避難場所と避難経路等を定めています。また、担当地区の釜利谷東3丁目の一部は「即時避難勧告対象区域」となっています。ご家族、ご本人、町内会長、民生委員児童委員と話し合いを持ち、発災時は要援護者として安心して避難できる町内会の協力体制ができており、必要な対応を取っていきます。

1 情報収集について

情報収集は、テレビ、ラジオ、インターネットを活用し、積極的に実施します。気象情報などの警戒避難に関する情報を早期に入手するため、横浜市の配信する防災情報Eメールの受信登録を実施し職員も登録しています。電話を活用し施設状況等の受伝達するシステムへの登録しており、全職員が対応できるようにしていきます。

土砂災害の前兆現象を確認した際には、区役所からの情報を待つことなく避難を開始します。また、土砂災害が発生する危険が高まった場合に金沢区から FAX により土砂災害に関する情報等が伝達されますので、事務所に掲示し備えることとしています。

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予測される場合は、事業やデイサービスの中止を検討し、当日出勤者の調整や役割分担を再確認していきます。

2 マニュアルについて

平成 29 年 6 月に「土砂災害対応マニュアル」を作成し、職員会議で読み合わせを行い、周知しています。平成 30 年 3 月には、「避難確保計画」を作成し、迅速な避難の確保を図れるように、経路図、対応担当者を記載した資料を事務所に掲示することで職員が確認しやすくしてあります。迅速な避難が行なえるよう、準備をしていきます。

3 訓練について

年 1 回「土砂災害対応マニュアル」に基づき素速く避難できるよう毎年 9 月に、利用者、職員全員で避難場所（デイルーム）までの移動訓練を行っています。訓練実施後は職員からアンケートを取り、振り返りを行うことで課題を確認し、次回の訓練に活かすようにしています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは地域・関係機関等から信頼される施設として、公正・中立な運営を行うことが必須であり、各部署は認識を共有して事業の推進に取り組んでいきます。

1 地域活動交流事業における取り組み

地域における福祉保健活動の拠点施設として、各団体から要望のある活動場所の提供を公正に行うとともに、情報の提供についても偏ることがないように十分配慮を行っています。

住民の地域活動については自主性を尊重しながら、必要な支援を公正に提供する必要性を認識しており、特定の団体だけに偏らないよう慎重に進めていきます。

2 生活支援体制整備事業における取り組み

自治会町内会で開催されているサロン、ミニデイサービス、認知症予防を目的とした活動等への訪問は、偏ることなく公平に訪問し、町内会役員だけでなく活動参加者など様々な人と接しながら今後に生かせる関係を築いていきます。

地域住民から活動等について相談があれば、役立つと考えられる情報は積極的に提供していき、活動が継続できるよう、担い手の要望を把握しながら支援を提供していきます。

3 地域包括支援センターにおける取り組み

要介護認定を受けた住民や家族からケアマネジャー依頼の相談に対しては、事業所の自己選択・自己決定ができるように、区役所から毎月配布される区内居宅介護支援事業所のケア

プラン受付可能状況表や事業所一覧を提示しながら、公正に情報提供を行っています。

また、特定の居宅介護支援事業所に偏らないように、各事業所別依頼状況表を作成することで依頼状況を把握し、原則、順番に依頼することを行い、会議にて定期的に確認を行っていきます。

要支援、要介護認定を受けた住民や家族から居宅・居住系・地域密着型系サービス事業所の相談があった場合には、要望にあわせて複数個所を紹介し、選択できるように対応していきます。

4 居宅介護支援事業における取り組み

介護サービスを希望する住民及び家族に対しては、複数のサービス事業所の特徴やサービス内容などについてパンフレット等を使用しながら説明を行い、その中から選ぶことができるように対応していきます。特に、通所介護事業については、規模や特徴（機能訓練特化型、時間延長可能）などの差異が大きいため、住民や家族のニーズを詳細に聞き取り、希望に添った事業所を提案できるよう心掛けていきます。

5 通所介護事業、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業における取り組み

全ての居宅介護支援事業所からの利用申し込みについては迅速に対応することとしており、運営基準に従い正当な理由なく断ることはなく、すべての申し込みにも公正に対応していきます。

利用状況は事業所別受け入れ状況表にて確認し、利用希望を断ることなく受け入れている状況を常に確認していきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域の身近な福祉保健活動の拠点として信頼される地域ケアプラザとなるためには、利用者・ご家族、地域住民が気軽に意見を言いやすい開かれた施設運営が重要と考えています。

職員一人一人が組織の一員として様々な意見を大切に受け止め、組織内で共有することで、提供するサービスの質の向上につなげ、信頼される地域ケアプラザを創っていくことが必要と考えています。

1 利用者の意見、要望、苦情等の受付方法

日常的には、地域住民や利用者、家族とのコミュニケーションを積極的に行い、信頼関係を深めることで、気軽に話しやすい関係を作っていきます。出された意見や要望については、必ずそれぞれの部署の中で共有し、組織として確認し対応できるようにしていきます。

意見、要望、苦情等を受け付ける仕組みとしては、施設内に案内を掲示し、ご意見箱を設置することで要望等を出しやすい環境を整えておくことを継続していきます。

定期的に事業毎の利用者アンケートを行い、意見や要望を把握しています。内容については部署ごとの会議で検討し、課題があれば解決に向けた対応を行います。その後、振り返り

シートを使用して内容を確認する機会をつくり、サービスの向上に努めていきます。

法人の苦情解決に関する規則、実施要綱に則り、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員を設置しており、地域住民や利用者に向け施設内で周知をしていきます。

2 対応方法

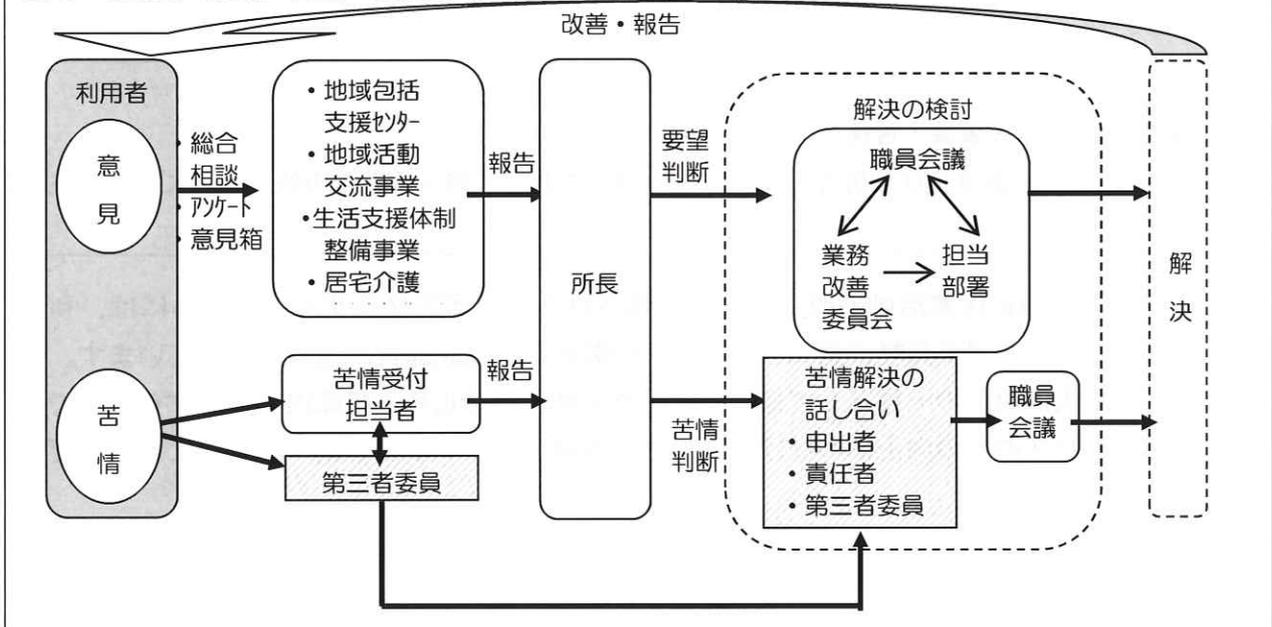
地域住民や利用者等から意見や要望を寄せられた時には、出来るだけ即時に対応するよう努めていきます。組織内で内容を共有し、所長を交えて検討しながら、施設としての判断を伝えていきます。苦情申し立てがあった場合は、速やかに内容を確認し、必要であれば申し立て者から苦情の具体的な内容を伺います。組織として受け止め、当該事業の責任者に事実確認を行い、職員会議等で問題点の洗い出しと今後の解決策、改善策を検討し、施設としての対応策を提示することを基本としていきます。

第三者委員への申し立てになった場合は、施設内で具体的状況を確認し、実情を正確に報告することに留意していきます。調整が必要な場合は真摯に対応し、解決に向けて施設として取り組んでいきます。

苦情については区役所へ報告を行うこととしており、助言を求め、解決に努めていきます。

苦情発生から解決までについては、記録に残し、全職員が共有することで課題を確認し、再発の防止に努めていきます。苦情に至らないケースであった場合でも、情報を共有することが重要であり、職員会議の機会等で改善策を検討していきます。

図4 意見、要望、苦情の受付から改善・報告までの流れ



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その保護は福祉保健サービスに携わる者の重大な責務であると考えています。

法人として個人情報保護方針を定めており、職員一同がこれ遵守することによって、利用者及び関係者の個人情報保護に万全を尽くしていきます。

1 個人情報保護の取り組みについて

業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、法人の個人情報保護に関する方針に則り、その情報の使用目的を明確にし、マニュアルを整備し、管理責任者を継続して配置することとしています。

地域ケアプラザで取り扱っている個人情報は、パソコン、サーバーおよび紙で管理しています。利用者宅への訪問、送迎の場面で個人情報を施設外へ持ち出ことも多く、関係機関への郵送やファックスでの情報送信の機会も多い状況です。そのため、「横浜市地域ケアプラザ・事故防止の手引き」や法人の個人情報保護方針に基づき、マニュアル等で個人情報の取扱いについて注意事項をきめ細かく定め、職員一同がこれを遵守することによって、引き続き、利用者及び関係者の個人情報保護に万全を尽くしていきます。

個人情報保護方針、使用目的は館内に掲示し、法人のホームページで「個人情報保護に関する方針について」を公開しています。

定例的に個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任について、所長から指導、研修を行い、「個人情報保護に関する誓約書」を職員全員が提出し高い意識を備えるようにしています。

個人情報漏えい防止チェックリストを全員に配布し、項目を一つずつ確認し、日ごろの業務を振り返る機会を作ることで、職員が個人情報保護について考える機会を設けています。

他施設の個人情報漏えい事故に関する通知文や報告書は必ず職員全員に配布、回覧し、周知しています。随時、定例のミーティングや会議においても注意喚起を行っていきます。

2 職員の業務・日々の取扱いについて

個人情報について郵送、ファックス送信する場合は、個人情報に関わる部分をマスキングし、必ず2名にて宛先確認し送信しています。

USBによるデータ保存は使用を禁止しています。

机上に個人ファイル等を放置したまま離席することを禁止しています。

デイサービスの連絡帳については、ドライバー含め複数職員にて声出し確認し、本人、家族にも確認してもらい、渡すようにしています。

個人情報を含む文書の保管は、鍵のかかる書棚等に適正に保管しています。保管している部屋は夜間、機械警備による管理をしています。

個人情報の持ち出しは、各部署の個人情報持ち出し簿に持ち出し内容を記入し、複数職員が確認してから持ち出すことにすることで、事故防止を徹底しています。持ち出し簿には、最小限の資料を明記し、そこに印をする形式としています。

これらの取り組みを今後も継続していきます。

3 情報公開の取組について

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨に則り、法人の「情報開示規程」に基づき本人からの個人情報の開示の申し出に対して適切に対応します。(平成30年度1回対応)

施設内で閲覧できるように事業計画、事業報告、収支状況、利用者アンケート結果、苦情対応結果、各介護保険サービス事業の運営規定、契約書などを常設して置いてあり、誰もが閲覧できるようにしています。ホームページにおいても法人の事業計画、事業報告、予算・決算書等の運営状況および日々の活動について情報を公開しています。

4 人権尊重への取り組み

全職員は、法人理念および横浜市の施策である「横浜市人権施策基本指針(改訂版)」に則り、すべての人にとって、ひとりの人間として尊厳が守られる社会、互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現のため、福祉保健に携わる職員として、法人職員として人権尊重の視点を持ち、各部署の行動指針に基づき業務に従事しています。

全ての職員が人権問題を正しく理解し、自分の問題として捉えるよう人権研修を実施しています。法人としては年1回、外部講師を招いて人権研修を実施、全職員必須の研修として多くの職員が参加できるように2日間開催しています。研修後には振り返りを行い、今後の研修内容について検討し次年度以降に成果を活かせるようにしています。

インターネットを利用した情報公開においては、管理職員は内容を適切に管理すると同時に、個人情報漏えいによるプライバシー侵害が起きないように確認するようにしています。

5 ウェブアクセシビリティに関して

釜利谷地域ケアプラザのウェブサイトを利用する全ての人、身体的制約や利用している環境に関係なく、利用しやすく、必要な情報が得られるように「JIS X8341-3:2016 高齢者・障がい者等配慮設計指針・情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス・第三部ウェブコンテンツ」に対応することを目標とし、アクセシビリティの確保と向上に次回のウェブサイト構築時に取り組みます。本格的なアクセシビリティの準拠は次回ウェブサイト改訂時となりますが、電話による代替対応を行います。現在のウェブサイトにおいても視覚障害者の方も見えやすい色を使用する等「ユニバーサルデザイン」を配慮した創りとなるようブラッシュアップを行っています。また、写真や画像については、代替表現としてテキストによる注釈をつけています。

インターネットを利用した情報公開をすることで、高齢者や障がい者等、特定の人に情報が提供されない、情報格差が生まれないよう、紙媒体での情報提供も必ず行うなど、誰もが平等に情報を得られるようにしていきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

ヨコハマ3R夢(スリム)プランを踏まえた、ごみの減量運動に取り組んでいます。また、横

浜市ごみゼロルート回収参加施設としてゴミゼロ推進運動に取り組み再利用、分別管理の徹底を図っていきます。職員は、コスト削減の意識を持ち、事務用品のリサイクル、ゴミの減量と資源化を目指して活動していきます。

- ・新聞、古紙は、古紙回収ルートに出し、再資源化に努めていきます。
- ・プリンターのインクカートリッジは、3R（スリム）の推進やCO2排出の削減に向けた取組みの一環として「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加の回収施設として、回収箱を設置し回収、地域住民の協力を得ながら回収を進めていきます。
- ・日常的な内部書類は印刷物の裏面を利用し、受け取った封筒は再利用するなど、資源を無駄しない意識を大切にしていきます。
- ・省エネルギー対策として節電や節水に職員全員でこころがけていきます。
- ・照明について、長時間点灯の場所からLED照明に交換しており、今後も継続しながら、電気使用量の削減に努めていきます。
- ・横浜市中心部振興基本条例の趣旨を踏まえ、建物の雨漏り、壁紙の張替え、敷地内歩道修理、改修工事等の発注及び敷地内植栽の剪定は、地域の造園業者、工務店や水道工事店、住宅改修工事店に優先的に依頼し、出来るだけ効率的に対応できるようにしていきます。また、地域ケアプラザ事業や法人行事の開催時には、使用する食材や飲み物等も近隣の商店から優先的に購入していきます。
- ・横浜市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、自主事業において性別に関わらない地域活動への参画を推進するとともに、法人職員に於いてもその意識が深められるよう情報提供を進めていきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

地域住民や関係機関・団体の人が様々な活動に地域ケアプラザを利用してもらえるよう、積極的に情報提供を行うことを継続し、身近な施設としての認識を深めてもらう工夫を行っています。

1 稼働率向上の対策や効率的な貸出の方法

利用についての案内を定期的に広報紙、掲示板、ホームページ等を通じて周知します。特にホームページはスマートフォンの閲覧にも対応しており、情報の随時更新が可能であり、有効に活用していきます。

希望の日時に貸館予約を取れなかった場合には、地域ケアプラザ内のフリースペースの提供や他施設の情報提供を行うなど、活動の滞りが起きないような配慮をします。

利用に際しては“誰もが安全に安心して利用できる施設”として提供することを一番に心がけており、心地よく利用できる施設として捉えてもらうことで、継続利用となるよう取り組んでいきます。利用者に地域ケアプラザが“自分たちの施設”として意識してもらえることが大切なことであると考えています。

災害時・非常時に備えて避難についての案内を定期的に行い、安心して利用できる環境を整えていきます。

掲示物に画鋲を使用せず、テープで対応する等の安全対策を行っていきます。

必要であれば、利用中に車いす等の福祉用具の貸し出しをします。

ウォーキングポイント、シニアボランティアポイントのリーダー端末機については窓口にわかりやすく設置することで来館者を増やす努力を続けます。

2 利用者のために有益な情報提供

利用についての相談を受けた際には、活動内容を丁寧に聞き取り、活動に活かせる情報提供を行い、社会資源を紹介するなど、活動の発展や広がりにつながるような支援を行っていきます。

福祉保健活動や地域資源等の情報については、要望を確認し、随時提供できるよう資料整理を進めておきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域ケアプラザに寄せられる相談内容の最近の傾向としては、介護保険の手続きに関する相談や施設入所に関する相談件数が多く、増加傾向です。また、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、障がいを持つ同居家族がいる高齢者の様子の変化について、遠方に住む家族や近隣の人、民生委員から寄せられるものが増加しています。

認知症に関する知識が地域に広まったことで、家族が認知症ではないかという相談件数も増えています。認知症の独居高齢者に関する相談が増えたことで、成年後見制度についての相談も増えてきています。そのほかに、高齢者だけでなく子どもや障がいなど複数の問題を抱えた事例の相談が増えている傾向にあります。

このような地域から寄せられる相談内容の変化に合わせ、以下のように情報提供に取り組み、総合相談に取り組んでいきます。

1 情報提供の取り組みについて

職員全員は、地域ケアプラザが福祉保健に関わる総合相談に的確に応じる役割があることについて共通認識を持っています。各部署においても利用者や地域住民からの相談に応じることを基本とし、相談に応じて必要な情報提供を行うことを常に意識しながら取り組んでいきます。

日常的に地域ケアプラザに寄せられる様々な相談は、まず職員全員が職種・部署を限定せ

ずに受け付けています。相談を受け付けた後、適切に対応できる部署につなげています。相談がたらい回しにならないよう常に留意しており、実効性を高めるため、全職員が地域ケアプラザの業務を把握できるよう内部研修を行い、相互理解を深め、日々の業務に反映させる努力を続けていきます。

的確に情報提供を行うには、正確な情報収集が必要であり、そのため関係機関・団体からの最新情報の把握に常に努めていきます。各部署ではそれぞれの分野に関連する情報についてファイリングして情報整理をしており、今後も常に活用できるよう準備していきます。地域のサロンや食事会、配食サービス活動など、地域に出向いた際に得た情報についても打合せなどを利用して共有し、各部署でファイリングし、情報整理を進めていきます。地域活動交流と地域包括支援センターの共催で実施する高齢者対象の事業等では、専門性を生かした支援と個別事例の共有を図り、タイムリーな情報提供へとつなげていきます。

子どもや障がいのある人の生活に関する相談については、公的・制度的な相談、当事者団体、居場所や教室、サービス、近隣情報全般（転入された方）等の相談について、相談内容に応じて専門職が対応し、必要に応じて公的機関や関係機関につなぎます。

障がいに関する相談については、併設施設の障害者支援施設航と連携して対応し、必要に応じては当法人が運営する金沢地域活動ホームりんごの森が運営している基幹相談支援センター及び計画相談事業所と連携を取り、対応していきます。

相談内容によっては、区役所や関係機関等と連絡を取り合い、常に正確な情報を提供できるよう、今後も努めていきます。

2 情報提供の手法について

口頭、資料を通じた情報提供と同時に、インターネットによる最新の情報提供を充実させていきます。

個別の相談については、相談内容に応じて口頭または資料を活用して情報提供をしています。相談者が何を求めているかを的確に把握することが基本であり、その上で蓄積した情報を有効に活用しながら対応しています。安定した相談対応を継続するために、日常的なカンファレンスの機会を活用することや、内部研修及び外部研修への派遣を行いながら職員の資質向上を図っていきます。

地域住民に対しての情報提供は、会合などで資料を活用して情報提供を行うことを数多く行っており、従来と同様に、個別の疑問にも応えることができるよう連絡先、担当者を明示するなどして、相談が継続しやすい環境を整えていきます。

地域に出向いた際には、地域の関係者や参加者等とのなにげない会話や、やり取り、表情やしぐさを通して気になる人を捉え、声掛けをしていくことも重要であり、今後も積極的に地域住民の小さなサインを捉え、必要なことを把握し、的確な情報を提供していくことに努めていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率

的な管理運営に対する考え方を記載してください。

それぞれの専門性や特性を活かし、お互いの職種や役割について理解を深め、幅広い課題に対応できるよう、定期的に意見交換、情報交換を行い、地域の力も活かしながら課題を解決する取り組みを進めていきます。

1 各部署との情報共有について

毎月の地域ケアプラザ全体会議の他に、5 職種連携会議を開催しています。地域包括支援センター3 職種、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーターが把握した情報や課題、ニーズを共有し、有機的な連携を持って業務にあたっています。

平成 29 年度に、地域住民と共に支えあいや見守りについての話し合いの場「かまりや一の」を立ち上げ、5 職種それぞれの立場や視点から意見を出し合い具体的な取り組みを地域住民、事業所とともに取り組んでおり、今後も総合的な地域支援を行っていきます。

定例の会議、毎日の朝礼、随時のカンファレンス等、直接説明する機会を活用し、課題や情報の共有、意見交換にとどまらず、高齢者対象の事業、医療等関連事業、介護予防事業、地域に向いて実施する事業等を協力して開催することを通して、お互いの専門性を活かした連携を強化していきます。

今後もそれぞれの立場から専門性を活かした意見を出し合い、多角的な視点から地域ケアプラザの役割がより発揮され、充実した事業展開ができるよう工夫していきます。

2 関連施設との連携について

関連施設については個別支援及び地域支援の観点から、積極的に連携を図るよう努めており、日常的に交流することで密接な関係づくりに取り組み“情報共有”にとどまらず“顔の見える関係づくり”を大切にし、より強い関係を築いたうえで、共に地域づくりを担っていきます。

(1) 地区センターとの連携

令和元年度 3 月に、金沢区が発行したエンディングノート「これから」の配布説明会を共催で開催しています。これは、今後の人生をどのように豊かに過ごしていくかを考えるきっかけを作り、終活に繋げるため協働で「エンディングノートの使い方&健康チェック」を開催します。参加された皆様に体力測定も実施し、より充実したものとします。これまで地区センターとは、協働する機会が少なかった状況でしたが、これをきっかけに今後も連携を強化していきます。

(2) 併設施設 障害者支援施設「航」との連携

施設の一部の共同利用、両施設の利用者間と地域住民との交流が自然と行われ、地域福祉推進の場となることも併設施設であることの強みであると考えています。

障がい児者の相談についても、速やかに連携して対応することができています。

(3) 柳町地域ケアプラザとの連携

同法人で運営している柳町地域ケアプラザとは、定期的な会議を持ち運営等について連携し、勉強会、研修会を合同で実施しています。

通所介護事業で利用相談を受けた場合、場所により送迎等難しい場合は柳町地域ケアプ

ラザと調整するなど、断らず地域で安心して暮らせるように対応していきます。

(4) 地域活動ホームの地域支援事業の連携

障がいのある人からの相談を、金沢地域活動ホームりんごの森の相談員に早い段階でつなぐことができ、その後の経過も共有することができています。

また、地域生活支援事業の一つとして「おもちゃ文庫」を開設しており、地域ケアプラザの子育て支援、特に障がい児をもつ親の支援に生かすことができている、継続していきます。

3 効率的な管理運営について

各部門には役職者がおり、日常的な事業運営のリーダーを務めています。

所長は各部署の役職者から頻回に報告を受け、その都度必要な指示を行います。経常的な事項については役職者が指導性を発揮しながら状況に柔軟に対応できる事業運営を進めていきます。

所長、各部署役職者、常勤職員、非常勤職員と指示命令系統は整備できており、各職員にも「報告・連絡・相談」の重要性を再認識させ、危機管理にも配慮しながら組織力を活かした運営を進めていきます。

同一法人が併設施設 障害者支援施設「航」を自己所有施設として運営しており、物品の購入、設備管理等、両施設に共通する事務は、法人事務局で一括処理し、印刷機、電話回線を共同使用することで効率的な運営を行っています。各種設備も共用で設置するなど、併設施設があることのメリットを活かして効率的な管理運営を図っていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

1 情報共有やネットワーク構築に対する考え方

(1) 情報共有

地域ケアプラザの各部署はそれぞれに関連団体や関係機関を持っています。職員ひとり一人が築いたネットワークを地域ケアプラザ内で共有し、日常的な情報交換、共有を活発に行うことを重視していきます。

情報共有については、個人情報保護の観点の基本にしながらも、利用者の最善の利益が図れるよう積極的に働きかけていくことを継続していきます。

(2) ネットワーク構築

地域ケアプラザは、地域住民・団体と日常の何気ない会話ができる関係が出来ており、これまで関連団体、関係機関とは信頼関係を築くことを基本に事業を進めて来たことで、「何かあった時に頼れるのは地域ケアプラザ」という声を聞くことができます。今後も一層信頼関係を強固なものとするよう努め、関係する関連団体、関係機関の相互の繋がりが深められるよう働きかけを行っていきます。

2 個別のネットワークについて

(1) 地域ケアプラザが主催するネットワーク

ア 地域支えあい連絡会

参加している機関・団体は、それぞれの立場から現況の報告を行うことで、情報交換・共有と信頼し合える関係づくりを進める場としています。それぞれの抱えている課題について共有することで、解決策を共に考えることもしており、繋がりを深める機会となっています。

地域ケアプラザ主催で、当事者団体、地域サロン、民生委員・児童委員、保健活動推進員、大学、区役所、区社会福祉協議会等の参加者で構成されており、今後も継続していきます。

イ キャラバンメイト交流会

認知症への理解と支援を進めるため、担当地域のキャラバンメイト保持者が集まり、情報交換を行うほか、認知症理解を広めるため、「かまりやみかん」としての活動についての話し合いを今後も進めていきます。

ウ つながりの会

地域ケアプラザが主催で、地域で開催されているサロン、ミニデイサービス、認知症予防自主グループの担い手の交流会「つながりの会」を開催し、課題や悩みの解決に向けた話し合いを今後も行っていきます。

エ かまりや一の

地域住民、自治会・町内会役員、民生委員児童委員、保健活動推進員、地域ボランティア、シニアクラブ、小学校、居宅サービス事業所、福祉施設の多様な主体による地域での見守り支えあいの協議の場を今後も開催していきます。

(2) 自治会町内会

地域の「介護予防・健康づくり」や「支えあい」を進展させるためには重要な役割を担っており、日常的に関係を深められるよう努めていきます。

役員から相談があれば、所長の他、地域包括支援センター、地域活動交流事業、生活支援体制整備事業の職員が会合に出向くようにしており、要望や課題の把握をしています。

出張相談会、介護予防講座、健康チェック健康相談会等の要請があれば、企画から運営まで協力していきます。地域で開催される行事も関係を深める好機であり、直接、住民から情報を把握することを意識的に行っていきます。

地元町内会の例大祭等への協力により、良好な関係づくりが進展しており、今後にも参考となる実践を活かすようにしていきます。

(3) 地区社会福祉協議会

地域ケアプラザは地区社協の会員となっており、毎月の定例会議に所長が出席し、密接な情報交換・共有を行っています。地域の福祉推進を担う欠かせない団体であり、意見交換を活発にしながら繋がりを深めていきます。

地域支えあい連絡会、釜利谷子育て連絡会、「かまりや一の」の取り組みなどを通して相互理解を進めており、今後も継続していきます。

(4) 民生委員児童委員協議会

個別事例の支援に関して情報交換・共有を行う機会とともに、地域の自主活動について協働することも多く、強固なネットワークを継続していくことが求められています。

- ・ 1人暮らし高齢者など支援を必要とする人に対して、情報を共有しながら適切な対応が行えるよう、日ごろからの関係づくりを進めていきます。
- ・ 個別支援に関わるケアマネジャーとの情報交換会においては、必要な情報や問題等をお互いに円滑に共有することができるよう信頼関係を構築していきます。
- ・ 地域ケア会議は多職種で支援方法について検討する機会ですが、個別事例に関する日ごろの情報共有を生かし、地域課題の解決に向け協力して検討を進めていきます。

(5) 保健活動推進委員会

地域福祉活動の担い手として、地域の健康づくりの実践や、地域支えあい連絡会、「かまりやーの」のメンバーとして参加しており、会議に出席するなど、継続して情報交換・共有に努めていきます。

(6) ばるーんの会

区役所、主任児童委員、西金沢地域ケアプラザと共催で養育者支援と子育てに関する情報共有の機会を設けていますが、今後もネットワークを広げるために会議への参加を継続していきます。

(7) かまりやコミュニティネットなないろ

発達の心配のある子、障がい児、不登校児及び養育者支援の場として、当事者団体“カモミール”、フレンドリースペース金沢、区役所、主任児童委員、西金沢地域ケアプラザと共催で会合を開催しており、今後も継続していきます。

(8) 釜利谷子育て連絡会

釜利谷地区社会福祉協議会が運営している子育て支援を進めるための事業ですが、地域ケアプラザは会員となっており、事業に参加する養育者や関係機関・団体との繋がりを深める機会となっており、継続して関わっていきます。

(9) 担当エリアの施設

- ・ 保育園、小学校、中学校、大学の行事への参加や福祉教育、体験学習の受け入れや認知症サポーター養成講座の開催等つながりを継続していきます。
- ・ 児童福祉施設「さくらの木」支えあい連絡会への参加等顔の見える関係を継続します。
- ・ 釜利谷地区センターと共催事業等を実施し連携していきます。

3 関係機関とのネットワーク

(1) 区役所

- ・ 区役所高齢障害担当と、月に1回の定例会を持ち、情報共有、ケースの共有と検討、同行訪問や調査の依頼などについて連携しています。
- ・ 金沢区主催の成年後見ネットワーク事業、高齢者虐待防止連絡会、SOS ネットワーク事業に参加し、情報交換と外部の専門職と交流することで、それぞれの事業や会の目的を果たすと同時に、参加を通じた職員の資質向上に努めていきます。
- ・ 金沢区、金沢区在宅医療・介護関係団体・機関連絡会の会議、研修「多職種協働によ

る在宅チーム医療を担う人材育成研修」に参加し、連携を進めています。

(2) 区社会福祉協議会

- ・あんしんセンター利用ケースについての情報共有と同行訪問をしています。
- ・地域ケア会議、支えあい連絡会、地域活動交流自主事業への参加など、協議する機会を設けながら連携を強化していきます。

(3) 医療機関

- ・金沢区主任ケアマネジャー部会と金沢ケアマネ倶楽部、在宅医療相談室の共催事業として、「地域での在宅医療について医療との連携強化」をテーマに情報交換会を開催しています。
- ・金沢区内地域包括支援センターと病院の医療ソーシャルワーカーと合同で情報交換会を年1回、企画から準備して開催しています。
- ・薬剤師とケアマネジャーとの相互理解、医療介護の円滑な連携が保てるように金沢区主任ケアマネジャー部会と金沢区薬剤師会と在宅医療相談室との協働で、薬剤師との情報交換会および研修会を開催しています。
- ・済生会若草病院、景翠会金沢病院グループと連携し、釜利谷地域ケアプラザで医療講演会を開催しています。今後については、地域での開催を検討しています。

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの事業については、金沢区運営方針及び地域福祉保健計画を確認し、区の事業等を踏まえた上で連携・協働することを基本としながら、取り組みを進めていきます。地域に身近な施設として得られた地域の課題や情報については、積極的に区役所に提供していきます。また、個別支援で得られた情報から地域の生活課題を抽出し、区役所と共有するを行い、地域支援の方向性について具体的な検討が進むよう役割を果たしていきます。

1 区運営方針及び地域福祉保健計画について

- (1) 区の運営方針基本目標である「地域の皆様と共に考える、挑戦する、つくる！～訪れたい、住みたい、住み続けたいまち、金沢を目指して～」の達成に向けた施策に基づき、地域ケアプラザで把握した地域課題や地域情報を共有し、地域支援、地域づくりに取り組んでいきます。

運営方針の目標達成に向けた施策の主な事業である「認知症高齢者等支援事業」については、地域において、認知症予防のための脳活性化ゲームや運動に取り組む自治会町内会・地域活動団体が増えてきており、一層活動を広げていけるよう働きかけを強化していきます。健康づくりに貢献する「元気づくりステーション」は現状では限られた町内会の開催に留まっており、この活動が他地域でも実践されるように取り組んでいきます。

- (2) 第3期金沢区地域福祉保健計画には3つの重点テーマ「身近な知り合いを増やし安心の

輪の拡大」「みんなで健康づくりに取り組みいきいきとしたまちへ」「得意や経験を生かしてわたしもあなたも地域も元気に」があり、地域の「支えあい」の構築が主要な課題となっていると認識しており、自治会町内会における「支えあい」に繋がる実践や地域活動団体による取り組みについて、地域に出向き把握を進めているところです。具体的な活動を展開するためには、人材の確保も主要な課題となりますが、先駆的な取り組みを行っている地区もあり、その情報を的確に他地区に伝えていくことも効果的な面が見えてきています。これらの情報を区役所及び区社会福祉協議会とも共有し、計画の推進に貢献できるよう事業を展開していきます。

2 区行政との連携

区役所と地域ケアプラザは、日常業務において、必要な情報や問題・課題等をお互いに円滑に共有する関係が構築できていますが、より一層連携を強め、事業を進めていきます。

(1) 総合相談事業

区役所高齢障害担当と月1回の定例会を実施しています。個別事例の情報共有や検討、振り返りを行っています。個別事例に関しては随時電話により情報交換を進めています。

特に関わりの困難な事例や、虐待の疑いのある事例、緊急一時保護が必要な事例については区役所職員と同行訪問を行い、カンファレンス等を開催し、問題解決に向けて協働して取り組んでおり、今後も継続していきます。

また、生活困窮などの事例については、生活支援課と随時連絡調整をしながら対応していきます。

(2) ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業

区役所と民生委員児童委員及び地域包括支援センターの3者が連携して、ひとり暮らし高齢者を把握し、日常の相談支援を行うとともに、地域の見守り活動に繋げていきます。

(3) 子育て、障がい児者支援

区子育て支援課と情報交換・共有を行うことを継続し、「地域子育て支援拠点とことこ」と事業を通して連携を深めていきます。

(4) 権利擁護事業

区役所主催の成年後見ネットワーク事業、虐待防止事業、SOS ネットワーク事業に参画し、随時情報共有ができる体制を整えており、継続していきます。

(5) 介護予防事業

区役所と協力し、地域の中に介護予防に繋がる「元気づくりステーション」の立ち上げや、地域のサロン等の活動が展開できるよう支援しています。また、介護予防活動の指導者養成講座について、区役所と連携して開催していきます。

(6) 認知症への対応

認知症初期集中支援チームに参加し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していく為に区役所と連携していきます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

1 地域支援チームメンバーとして

(1) 地域支援チームに参画する体制

地域の課題については、地域ケアプラザの各部署で日常業務を通して様々な角度から把握することができます。まずは内部で課題把握の目的を明確にして情報交換を行い、情報を共有することが必要です。

職員同士のさりげない会話から把握できる情報もありますが、課題を整理するためには意図的に会議を開催することが不可欠であり、地域支援チームにどのような情報を提供するかについて事前に検討を行い、整理をしておきます。

地域支援チームの会議への参加者は、所長、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター職員、生活支援コーディネーターとしています。

(2) 地域支援チーム会議

会議のメンバーは区役所、区社会福祉協議会、担当地域の地域ケアプラザとなっており地域支援チームとしての活動を協議する場としています。会議では、地域ケアプラザとして把握している情報を整理して報告し、課題解決の方向性を提案できるよう準備して参加していきます。

会議では、地域支援チームとしての活動計画について検討を行い、日常的な地域支援の方向性を定め、役割分担について議論していきます。また、地区推進連絡会への準備も行います。

(3) 地区推進連絡会

担当地域の地区別計画の検討等を行う年2回の地区推進連絡会には必ず参加しており、会議では参加団体から地区別計画の進捗状況について報告があり、振り返りを行っています。地域ケアプラザは会議の進行補助の役割を担っており、状況に応じて関連する事業の情報提供を行っています。会議は地域住民、関係団体からの要望を把握する貴重な機会であり、地域ケアプラザ内で共有できるよう記録を整理しておきます。

(4) 日常的な支援

地域の情報を的確に把握していくことが第一に必要となります。職員は積極的に地域に出向き、会合や行事等に参加することで様々な相談を受けることも多く、それらの機会に把握した地域の課題は地域ケアプラザ内で共有していきます。課題の内容によっては、随時解決に向けた提案を行い、地域支援チーム内での検討に繋げていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

これまでに引き続き、長期的な視野で地域の将来を見据えた事業展開を図るとともに、地域の福祉力向上につながるような事業展開を目指します。

1 開設 20 年を迎えようとする施設として

開設 20 年を迎えようとする施設として、前半の 10 年は、地域の方が地域やケアプラザの行事に参加し“集うこと・活動すること”を目標に、次の 5 年は、“地域住民同士が、一人の人を支える地域づくり”を目標に掲げ、地域の方自らが「気づき」「働きかける」、また、地域で誰もが気軽に「困っている」「助けて欲しい」と言えるような地域づくりの一翼を担えるよう事業を展開してきました。次の 5 年間に向けては、「地域の課題を自ら解決するための取り組みを実践し継続していく」ことを支援や協働での取り組みに繋がるよう自主事業の展開を行っていきます。

2 生活支援コーディネーターの配置

生活支援体制整備事業の実施に伴い、平成 28 年度より生活支援コーディネーターが配置されました。生活支援コーディネーターとの連携により、より多角的な視点で地域を捉え、よりきめ細かく質の高い自主事業の展開を目指していきます。

3 連携・協働を通して関係機関がひとつになる事業の開催

地域ケアプラザ内各部署及び区、関係機関・地域団体等との共催事業を重視し、地域づくりに貢献していきます。

4 主な開催予定事業

(1) 高齢者支援

- ・身体的機能の維持や健康寿命を延ばすことを目的とした事業を展開します。
- ・高齢者が将来孤立しないためには、若いころから地域と関わり、顔の見える関係を築くことが大切さになると考えています。中高年以上の地域住民を対象にさまざまな事業を通して、知りあう機会、つながる機会をつくります。また、得意を活かした交流の場も提供していきます。
- ・認知機能が低下した人や家族の支援、地域での支えあい活動に繋がる事業を展開していきます。
- ・地域包括支援センターと生活支援体制整備事業との連携のもと、“事業参加のついで”と気軽に相談できる環境を整えていきます。
- ・令和元年度の主な開催事業：「健康体操」「手芸サロン」「合唱」「盆踊」

(2) 子ども・養育者支援

- ・年代別事業、多年代事業、多世代と関わる事業と、複数のパターンの事業を企画し、

楽しむ場、関わる場、学ぶ場と様々な形の選択肢を多く提供します。

- ・養育中の母親に、教室の講師、ボランティア、将来に向けての学習の場を提供します。
- ・貸館利用の養育者支援団体の勉強会に定期的に参加し、自主事業の運営に役立てます。
- ・令和元年度の主な開催事業：「親子体操」「リトミック」「読み聞かせ」「乳児向け教室」

(3) 障がい児者支援

- ・障がい児者の居場所づくりとその人が持つ潜在的な能力を引き出し、地域と関わる機会をつくります。障がいの有無に関係なく“住み成せる”地域づくりを推進します。また、兄弟姉妹の支援にも取り組んでいきます。
- ・「かまりやボランティアポイント”ひこうき”」の継続をします。高齢者向けのシニアボランティアポイント制度を参考にしたもので、地域の声を形にした事業です。障がい児者がボランティア活動を行い、それをポイント化し商品に変えるという制度です。この活動を通して対価を得るとともに、身近な社会の仕組みの体験とライフスキル支援を目的としています。今後も継続していきます。
- ・これまで通り、対象に関係なく全ての事業に参加ができるよう支援します。誰もが安心して参加できる活動を作るための橋渡しをしていきます。
- ・余暇支援事業の充実と障がい児者理解に向けて、自主事業開催においては今まで以上に障がいの特性を理解し、一人ひとりと向き合い“ケアプラザができる事業“から”参加者が行いたい事業“へ展開していきます。同時に、外出を伴う事業では、受け入れ先の方が障がいへの理解を深められるよう働きかけを行っていきます
- ・令和元年度の主な開催事業：「余暇支援事業」「英語教室」「ボランティアポイント事業」

(4) 外国人支援

- ・日本語を母国語としない外国籍の人が参加しやすい事業を展開していきます。また、英語での周知も増やしていきます。また、外国人を講師に迎え地域資源の開発を行います。
- ・令和年度の主な開催事業：「ゴスペル教室」

(5) 世代間・地域交流

- ・「プラレール広場」では、幼児と養育者、シニア男性ボランティアが皆で遊び、皆で片づけを行うなど、さまざまな人がごく自然に交流し支えあう光景がみられます。このプラレール広場のプラレールは、地域の方が子どもの頃に遊んだものの寄付で成り立っています。壊れているものも全て引き取り、ボランティアの方が壊れている二つの電車の一つを作り替える姿を子どもたちに見せています。昔プラレールで遊んだ人の思い出と、物を大切にする気持ちとともにこの事業を今後も継続していきます。
- ・子育て支援事業「ママと赤ちゃんのたいそう&ストレッチ」教室では、世代間交流を目的に地域交流コーディネーターが事業参加者に個別に声掛けを行い、ボランティアとして事業に参加できるよう声掛けを行っています。
- ・平日に時間が取れない人が参加しやすいよう、週末開催の教室を企画し、多世代交流の場を提供します。また、ケアプラザの機能や地域の情報を伝える場とします。

- ・令和元年度の主な開催事業：「プラレール広場」「ママと赤ちゃんのたいそう&ストレッチ」「森の小道やまなみ」

(6) 講座、講演会、出張講座

- ・地域包括支援センターや生活支援体制整備事業及び地域支援者等との共催により、最新の福祉保健等の情報提供や地域課題に則した内容の事業を開催します。
- ・令和元年度の主な開催事業：「医療講演会」「くらしの講座」「出張講座」「福祉授業」「認知症講座」「健康講座」

(7) 「あんしんして暮らせる 10 分間講座」

“利用できる制度を知らない”、“未だ絵に書いたような詐欺に合っている”という地域の人の何気ない会話を耳にしたことがきっかけで事業化したものです。

地域包括支援センターの職員が、地域活動交流主催事業に参加し、10 分間程度の時間を取り、様々な制度や消費者被害、詐欺、空き巣、交通安全等、最新の情報を参加者に提供しています。その際、参加者が自宅や地域で、家族や知人にそこで得た情報を伝えてもらえるよう促しています。それは周知の範囲を広げるとともに、他者に伝えることで、得た知識がより記憶に残るよう工夫したものです。地域ケアプラザで開催されている講座や講演会でも、情報提供・注意喚起を行っていますが、より多くの地域住民に情報を伝えていく必要性を感じて事業化しているもので、今後も継続していきます。

(8) 会食会サロン「森の小道やまなみ」の取り組み

参加者で会食を楽しみ、交流の機会を提供するもので、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、地域活動交流の職員全員が協力して、貸館の利用者、地域ボランティア、地域支援者とともに開催を続け、今年で 12 年目となります。市からの受託事業の職員全員が関わることで、地域住民との関係を一層身近なものとしています。

5 福祉体験・職業体験

職業体験や実習生の受け入れについては、デイサービスでの福祉体験にとどまらず、地域ケアプラザの特性である「地域の全ての人を対象とした幅広い活動を行っている」ことを伝える機会として積極的に受け入れを行っています。この体験の機会に、地域が様々な人によって支えられていることや、子育て中の母親の姿に接することで、命や家族の大切さを改めて考えてもらえる内容にしていきます。また、個別支援級の生徒の受け入れも積極的に行っていきます。

6 地域団体、関係機関、活動団体との共催事業

自治会町内会、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進委員会、食生活等改善推進委員会、地域活動団体等、多様な団体と共催・協働する事業について、これまでの実績を活かしながら展開していきます。

- ・令和元年度の主な開催事業：「かまりや親子すくすく広場」「養育者向け防災講座」「横浜市障害者後見的支援制度について」「食育講座」「大学生向けボランティア講座」

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

福祉保健活動団体が安定した活動を行えるよう場の確保や調整を行うとともに、支援が必要な団体に対しては、適切な関りに配慮しながら、安心して活動できる場の提供を心掛けます。

1 利用の促進

地域ケアプラザが貸館を行っていることや、利用についての案内を広報紙やホームページ上で定期的に周知を行うとともに、地域保健活動団体等との会合に参加し周知を行っていきます。

2 利用の調整

安定した利用につなげるため、貸館の利用状況や利用傾向を常に把握し、新しい情報が提供できるよう努めるとともに、団体間の利用調整を行います。利用予約が取れなかった場合は、それぞれの団体の活動内容に合った他施設の情報提供を行い、継続的に活動ができるよう支援していきます。

3 活動の促進

個人や一般の活動団体に対して、地域に開かれた活動への転換や地域貢献への提案を行い、地域ケアプラザの施設利用につながるよう支援していきます。

4 安心して利用できる場の提供

安全面においては、貸室ごとの防災頭巾の設置と定期的に避難経路や安全確保の案内を行います。また、高齢者、幼児、障がい者が安心して施設を利用できるよう、安全対策を常に見直し、信頼して利用してもらえ環境を整えていきます。

5 地域の施設として

自由に過ごせるスペースの提供や情報提供、職員の丁寧な対応による相談しやすい環境を整え、地域の方が利用したくなる施設を目指していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域の人がボランティア活動に関心をもち、誰もが活動に参加できるよう、幅広い選択肢の中から自身に合った活動に参加できるよう、環境づくりと啓発活動に努めます。また、ボランティア活動を“ボランティア”と意識せず、行動が結果的に自身の生きがいや地域の助け合いに繋がるようなコーディネートを目指し、将来の地域での担い手を育成できるよう努めます。

1 ボランティア活動への理解促進

ボランティアに関する活動の様子や活動場所の紹介を広報紙やホームページ等を利用して

行っていきます。

2 地域ケアプラザ自主事業参加者及び貸館利用団体への声かけ

地域ケアプラザ自主事業への参加者や貸館利用団体に対して、その人・その団体に応じたボランティア活動の声掛けを行い、“好きなこと・得意なこと”を活かしながら、新たな担い手として繋がるような情報の提供を行うとともに、地域活動の紹介を行っていきます。

3 在宅ボランティア

在宅でできるボランティア活動の内容を幅広く提供し、誰もがボランティアに参加できる機会を多くつくります。

4 「よこはまシニアボランティアポイント」の普及

高齢の人を対象に『よこはまシニアボランティアポイント』の周知とボランティア登録研修会を開催し、やりがいと楽しみを兼ねた活動に繋がるよう働きかけていきます。

5 「かまりやボランティアポイント”ひこうき」の継続

高齢者向けのシニアボランティアポイント制度を参考にしたもので、地域の声を形にした事業です。障がい児者がボランティア活動を行い、それをポイント化し商品に変えるという制度です。この活動を通して対価を得るとともに、身近な社会の仕組みの体験とライフスキル支援を目的としており、今後も継続していきます。

6 学生ボランティアの受け入れ

区内全地域ケアプラザと区社会福祉協議会との共催で、大学生向けのボランティア講座を開催し、活動の場を提供します。また、小学生、中学生、高校生、不登校児のボランティアの受け入れも行っていきます。

7 子育て中の母親への場の提供

子育て中の母親に子どもと共に得意を活かしたボランティア活動の場を提供し、将来、地域におけるボランティア活動に繋がるよう支援を行っていきます。

8 定年退職後の男性への活動の場の提供

定年退職後の男性に、子育て支援や会食会でのボランティア活動の場を提供し、将来的に地域の中で、幅広い活動に繋がるよう支援していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

行政、関係機関、地域支援者、地域ケアプラザ内での情報共有、地域住民等により得た地域における福祉保健活動や社会資源等についての情報を、わかりやすく様々な方法で地域住民、地域支援者、関係機関、行政に提供していきます。

1 情報の収集

- (1) 関係機関との会合や共催事業を通じて相互での情報収集を行いません
 - ・地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会の会合参加や、釜利谷子育て連絡会、ばるーんの会、釜利谷コミュニティネットなないろ、金沢区地域子育て支援拠点「とことこ」、食生活改善推進員等との共催事業を通じての情報収集を行います。
- (2) 地域ケアプラザの特性を生かした情報把握に努めます
 - ・地域包括支援センターや生活体制整備事業との共催による出張講座において、地域の現況や社会資源の把握に努めます。
 - ・地域ケアプラザ内で開催している「地域支えあい連絡会」、「かまりやーの」、「つながりの会」を通じて地域情報の把握を行います。
 - ・地域により近い地域ケアプラザの特性を活かし、地域の方との井戸端的な会話から、地域ならではの活動団体や人材等の情報を把握します。
 - ・市内及び区内の地域活動交流コーディネーターの会合において、担当地域を越えた広い範囲での資源の把握を行います。
- (3) 専門職として情報収集に努めます
 - ・常に新しい情報を収集できるよう、研修や講座に出席するとともに、NPO団体や地域団体の活動に参加し、幅広い視点での情報提供にも努めます。
- (4) 社会資源の発掘をしていきます
 - ・ボランティア、事業参加者、貸館利用団体から福祉保健活動につながる社会資源を発掘していきます。

2 情報の提供

福祉保健活動に関する情報を適宜提供し必要な人に必要な情報が届くよう努めます。

- (1) 情報をわかりやすく整理して提供します
 - ・地域ケアプラザが把握している福祉保健団体や福祉保健施設、地域での活動等、地域に関する情報を定期的に広報紙や掲示板、ホームページを活用し提供していきます。特にホームページの発信力を活かしてタイムリーな情報提供に努めていきます。
- (2) 個人情報保護と個人の意向を尊重し、地域資源情報を提供します
 - ・地域ケアプラザが把握している地域資源の情報を地域に向けて情報提供します。情報提供にあたっては、個人情報に留意するとともに、個人の意向を尊重しながら行います。
- (3) 地域に合わせた情報を編集して地域支援者、地域へ提供します
 - ・横浜市のポータルサイトで公表されているデータや関係機関から提供されるデータを基に、地域に合わせた資料を独自で作成し、広報紙やホームページを通して地域に提供していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1 ニーズの把握

地域ケアプラザ内各部署では事業推進に伴い、高齢者の様々なニーズを把握する機会があります。この情報を持ち寄り、共有することを意図的に取り組んでいます。会議等で意見交換を行い、各職種が把握している情報を交換することで、地域における生活上のニーズを明らかにしていきます。

地域の状況については、自治会町内会役員、民生委員児童委員等からの情報が欠かせないものとなります。また、地域には各地区で開催されているサロン・ミニデイサービス・介護予防等の集まりが多数あります。それらのサロン等に直接足を運び、信頼される関係づくりを進めながら、ニーズの把握を進めていきます。

また、区役所や区社会福祉協議会から提供される様々なデータを基に、高齢者の生活ニーズの把握に努めていきます。地域ケア会議や区役所と地域包括支援センターが定例的に開催している会議に出席し、介護保険を利用している人や、地域包括支援センターの総合相談の個別事例の状況からニーズを把握するよう努めていきます。

把握したニーズについては、記録に残していきます。

2 ニーズの分析

記録したニーズについては、地区ごとに整理をします。地区別に整理した後、内容ごとに分類を行い、この地区にはどのようなニーズが多いのか状況が確認できるようにしていきます。分類した結果については図表化するなど可視化を行い、まとめを行います。

地区ごとの傾向を整理することで、今後の地域支援に向けた基礎資料としていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業や NPO 法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1 社会資源の把握

地域ケアプラザ内各部署が把握している社会資源の情報を持ち寄り、地区ごとに整理しながら、情報を集約していきます。

また、自治会町内会役員、民生委員児童委員等から得られる情報が重要であり、積極的に地域に出向く機会を設けており、今後も継続していきます。

地域には、各地区で開催されているサロン・ミニデイサービス・介護予防等の集まりが多数あり、商店や大型スーパーや野菜直売所が点在しています。これらの資源については、直接足を運び、情報収集を行ってきましたが、今後も継続していきます。地域貢献に積極的な企業の情報についても有用であり、インターネット等を活用して把握を進めます。

繋がりが出来た地域活動団体や企業については「アンケート」等を実施し、実情と課題等について情報収集を行っていきます。

2 社会資源の分析

把握した地域活動団体、企業等については、地区ごとに整理しておきます。地区ごとに整理した後、活動やサービス内容ごとに分類を行い整理しておきます。

整理した情報については、図表化するなど、可視化を行い、地区における社会資源の情報を確認し、課題の検討を行っていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

1 協議の場の設置

協議体「かまりやーの」が発足し3年になりました。「地域にあったらいいな あんなことこんなこと」について、担当地域内の住民、地域活動団体、民生委員児童委員、介護に関わる事業所や専門職が集まり話し合いを重ねてきました。今後も「かまりやーの」を継続して話し合いを続け、地域に必要な資源を地域住民・関係機関と協力して作り上げていきます。高齢化が進む中、地域には様々なニーズと解決すべき課題が今後も増えていくことが予測されます。「つながりの会」として、地域にあるボランティア活動団体がどのような課題を抱えているか、その解決はどの様に行っているかなどの情報共有が行える会議を開催していますが、今後も継続し、課題解決に向けて共に考えていきます。

地域住民に向けて、生活支援体制整備事業の理解を促進する説明会を改めて開催し、各地域にある生活課題の抽出を地域住民と共に行います。地域の課題について住民が主体となって検討を進めることができるよう「協議体」の設置について働きかけを行っていきます。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

1 地域の活動・サービスの創出

地域の活動・サービスを創出するためには、主体となる地域住民が何故その必要性があるのかの認識を深めてもらう必要があります。そのためには、有用な情報を提供することが欠かせない課題であり、重要なポイントになると考えています。

情報提供の手段としては広報紙やホームページがありますが、今後は随時情報を更新することができるSNSを活用するなど、様々な媒体を通して地域の「支えあい」の重要性について周知をすることに力を入れていきます。

また、地域の中には「支えあい」の取り組みを実践している事例があり、その活動について紹介し、実際に見学の機会を設けるなど、具体的で分かりやすい情報の提供方法を工夫していきます。

さらに、地域においてアンケート調査や住民座談会を開催するなどを提案し、地域の課題を地域住民と共に共有することで、必要な活動やサービスの創出に繋げることも構想しています。

制度の狭間にある人や、声をあげられない人の課題については、地域の福祉活動の担い手や民生委員児童委員からの情報、地域包括支援センターの総合相談の分析データ等を地域ケアプラザ内で共有し、整理しておくことが必要となります。それらの課題を地域に向け、効果的に提供することも準備していきます。

2 地域の活動・サービスの継続・発展に向けた支援

創出された活動やサービスは、住民主体で活動が継続していける様、活動に関する助成金や関連する制度について情報を提供していきます。他地域での先行事例についての情報提供を必要に応じて行うことや、実際に活動する場所、担い手及び活動内容に関する相談に的確に応じることができるよう、地域ケアプラザ内の体制を整えていきます。

実際に地域活動を開始した際には、活動内容を広く住民に周知できるよう、法人ホームページへの掲載など、広報活動に協力していきます。

活動がより発展していけるよう、地域における活動と活動を繋げるネットワークづくりを行い、交流することで情報交換・共有を行い、事業継続への意欲が高められるよう支援していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 総合相談の受け付け体制について

さまざまな相談を受けとめられるよう、フォーマル・インフォーマルサービスの最新の情報の把握を行い、幅広い情報を提供、ワンストップで必要なサービスにつなぎます。最新の情報を把握するため、研修や会議に出席し、得た情報について三職種で共有を行い、相談者に適切に提供できるようファイリングしています。居宅介護支援事業所や民生委員等の地域福祉関係者と定期的に連携を取り、相談に繋ぐことで必要な人を早期に発見するとともに相談支援につなぎます。また、支えあい連絡会や地域ケア会議、各種事業等でフォーマル・インフォーマルサービスの情報を把握するよう努めていきます。

三職種が専門性を活かして対応できるように、定期的なケース会議のほかに随時情報共有を行い、現場調査や訪問の必要性について検討し、必要に応じて他部署や他機関と連携して対応を行います。

複合的な課題を抱える世帯への支援についても関係機関と連携し対応します。

2 地域課題の把握・分析と事業企画・運営について

相談件数や内容、介護保険申請件数を町内別にデータ集計を行い、地域特性の把握、不足している情報、情報提供の方法等を検討し、次年度の事業計画に役立てています。町内会への出張講座では、データ集計の結果をもとに講座の内容を5職種で検討し、民生委員等の地域福祉関係者との話し合いで内容を決定しています。そのことで、出張講座には大勢の地域の人が参加しています。また、各講座ではアンケートを取り、参加者が望んでいる講座の聞き取りを今後も行っていきます。

3 地域ケアプラザ、地域包括支援センターの周知について

担当地域内のすべての町内会、自治会で出張講座を実施しています。介護予防事業等でも地域ケアプラザの周知を随時行い、相談窓口があることについて、作成した「あんしんカード」を活用し、周知を行っています。地域ケアプラザに来所される人、事業に参加された人に対しても、地域包括支援センターの理解してもらうために独自で作ったチラシを配布するように努めました。町内会によっては、地域ケアプラザの周知が進み、認知症予防や介護予防、権利擁護等の講座を依頼されることが増えてきました。今後も、地域特性に応じた講座を企画していきます。

幅広い世代に地域ケアプラザ、地域包括支援センターの役割や機能を理解してもらうために、来館した人や、「すみなすフェスタ」、「森の小道やまなみ」等の事業で、チラシ配布を行い、周知活動を引き続き行っていきます。

4 潜在的なニーズの発見・取り組みについて

出張講座や講演会の際、気になる人への声掛けや個別相談を行い、隠れているニーズの発見や課題を早期に把握することで、適切な支援が提供できるよう努めていきます。

民生委員等の地域福祉関係者と定期的に連絡を取り合い、個別相談や地域の現状把握を行い、潜在的なニーズの発見と支援が必要な人を把握していきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 認知症支援事業の展開

- (1) 認知症の正しい理解と認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくりを進めるためキャラバンメイト保持者、かなざわささえ隊、西金沢地域ケアプラザ等と連携し、認知症サポーター養成講座の開催を各町内会自治会、保健活動推進委員、シニアクラブ、保育園、小中学校、大学等で毎年開催していきます。
- (2) 認知症の重症化を防ぐために、早期診断・早期対応に向け区役所や認知症初期集中支援チームと連携し、専門医療機関の受診や介護サービス等、認知症の状態に応じた適確な支援に繋がるように各専門職とネットワークの構築をしていきます。
- (3) 認知症の人や家族が気軽に立ち寄り、介護・医療の専門職とつながりを持ち、相談や交

流ができるよう認知症カフェ「かまりやサロン」を定期的を開催し支援していきます。

(4) 認知症の普及啓発、早期発見や対応方法の講座や医師等の専門職による講演会の開催を継続していきます。

(5) 担当地域の認知症キャラバンメイト保持者の活動として「かまりやみかん」の地域ボランティアを募り、一緒に活動することで地域の人たちが主体的に考え、支えあう地域づくりが進むよう努めていきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者の権利侵害を未然に防止するとともに、高齢者が人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、自らの意思で自身の生き方を選択できるよう支援します。

1 高齢者虐待に関する取り組みについて

- ・ケアマネジャーやサービス事業所からの通報が多く、最近では近所からの相談が入ることも増えてきました。しかし、本人・家族や地域の人から相談が入るケースは少ないのが現状です。そのため、普段から居宅介護支援事業所や民生委員児童委員との顔のみえる関係づくりを行い、現在、相談しやすく情報が入りやすい体制ができています。区高齢障害支援課窓口職員や介護保険課の認定調査員からも気になったケースの情報を得ており、今後も行政やサービス事業所、地域の福祉関係者と連携して高齢者虐待防止に取り組み、早期発見に努めていきます。
- ・虐待通報や相談を受けた場合、高齢者虐待防止事業指針に従事し対応を行います。虐待の疑いのあるケースについては必ず二職種以上で現場確認・対応を行い、必要に応じて関係機関に繋いでいます。地域包括支援センター内 3 職種誰でも対応ができ、また地域ケアプラザ他部署からの情報をしっかりキャッチし、連携して対応するため、内部での体制を整えます。
- ・高齢者虐待防止、早期発見のため、広報紙等で高齢者虐待防止の啓発・正しい理解の周知を今後も行っていきます。

2 消費者被害防止について

- ・広報紙での呼びかけ、地域活動交流と共催で講演会の開催、出張講座や各事業での講義・情報提供・個別相談対応を行っています。高齢者だけではなく、幅広い世代に周知を行い、地域で支えあい被害防止に繋がるよう努めていきます。
- ・出張講座では、金沢警察署や郵便局の協力のもと、身近で起きている消費者被害の現状と対策を周知する等、関係機関と連携して取り組んでいます。
- ・区内社会福祉士部会での情報共有を行い、実際の対応例なども報告しています。今後も他地域ケアプラザと連携を取りながら消費者被害防止に取り組んでいきます。

3 判断能力が低下した人への支援について

- ・認知症の相談が増えていることで成年後見制度の相談も年々増加しています。制度説明や案内だけではなく、ワンストップで制度利用に繋がられるよう、区役所・成年後見ネットワーク・関係機関と連携を取り、支援しています。その人の権利を守るため、継続的に連携し、支援していきます。
- ・成年後見制度の普及啓発・活用促進として、介護者のつどい・終活セミナー・町内会出張講座等の中で、講座を開催しています。身近な制度として幅広く普及させるために、今後も広報活動を行います。
- ・法人の障害者支援施設航や地域活動ホームりんごの森、地域支援センターと連携を図り、高齢者に限らず、障がい者に対しても成年後見制度の周知活動に取り組んでいきます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的マネジメント支援業務

1 地域住民、関係機関等との連携

- ・担当地域内の町内会で必要に応じ出張講座を開催し、介護保険の制度説明・介護予防事業説明等を行い住民からの質問に応じ、個別相談も行っており、継続していきます。
- ・毎年、地域資源「釜利谷みんなの情報シート」の更新を行い、民生委員児童委員、ケアマネジャー、サービス事業所へ配布し、地域住民が地域活動の参加に繋がるように情報提供を行っていきます。
- ・民生委員児童委員とケアマネジャーとの情報交換会を毎年開催しネットワークづくりと顔の見える関係を作りケアマネジャーと地域をつなぐ支援を行います。また、困難ケースの多い地域の民生委員児童委員と連絡会を行い、情報を共有し対応方法等について検討を行い、必要時は民生員児童委員と同行訪問を行っていきます。
- ・担当エリア内にある地域密着型サービスである認知症対応型通所介護事業所 3 か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所、定期巡回・随時対応訪問型介護事業所 1 か所、地域密着型通所介護事業所 4 か所、認知症対応型共同生活介護事業所 3 か所の運営推進会議に出席し、地域住民、地域の関係者と共に情報交換を行い連携していきます。

2 各事業所ケアマネジャーとの連携

- ・定期的に担当地域の居宅介護支援事業所を訪問し、ケアマネジャーへの情報提供や課題のあるケース等を共有して行きます。困難ケースについては内容により 3 職種が分担して同行訪問し、必要に応じて区役所の地区担当者とも連携してカンファレンスを行い、多職種で連携し、課題解決や支援方法や助言、連携が保てる態勢を整えていきます。

3 新任ケアマネジャー育成支援

- ・金沢区内地域包括支援センターの主任ケアマネジャー部会で、金沢区で就労している新

任ケアマネジャーを対象に、業務に必要な知識や介護保険制度、成年後見制度等について、ケアマネジメント技術を向上させる研修を行います。また、常に相談しやすい関係作りを行っていきます。

■在宅医療・介護連携推進事業

1 医療・介護との連携

- ・区地域包括支援センター主任ケアマネジャー部会と区医師会、在宅医療相談室とケアマネジャーが連携し、病院のMSWとの情報交換会を開催し、退院後の在宅生活がスムーズに行えるよう、ケアマネジャー、医療介護の連携を図り支援の体制を整えていきます。
- ・区薬剤師会、在宅医療相談室、薬剤師とケアマネジャーが連携し、健康状態を維持し、療養又は生活が継続できるように、服薬管理の重要性の情報共有、研修を行います。
- ・居宅介護支援事業所へは、「入退院時情報共有シート」の活用を勧め、地域にある病院の機能や役割を知り在宅生活がスムーズに再開できるよう情報提供を行います。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1 地域包括ケアシステムの実現に向けて

後期高齢者の一人暮らし、夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者、8050問題の増加が予想されています。高齢者が住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続することができるよう、各種専門職とのネットワークを連結し、地域包括ケアシステムの実現を目指していきます。

2 構築に向けた取り組み

- ・地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を図っていくことを目的としています。個別ケース会議では、高齢者個人への支援体制と地域の課題について話し合うため、区役所、地域包括支援センター、サービス提供事業所のみではなく、民生委員、町内会長、リハビリテーションセンター職員等、事例によって様々な職種の人に参加を依頼することで情報提供・情報共有を行い、継続して課題に対応した役割分担と支援を提供していきます。
- ・地域包括支援センターでは、地域ごとの支援体制について情報共有を行い、エリアとしての課題把握に繋がっています。自立支援を進めるケースでは、市の事業であるリハビリテーション職派遣事業を活用し、生活課題を整理し、支援方法のアドバイスを受け効果的な支援が提供できるように、必要な支援体制の充実を図り、地域包括ケアシステムにつながるような仕組みづくりの構築に努めていきます。
- ・地域包括ケアシステムの実現により、地域住民の安心、安全、QOL向上に向け、医療分野、介護分野の連携に加え、地域の介護予防活動、生活支援サービス等の連携、インフォー

マルサービスの関係者が情報共有を行う機会や会議の活性化を行い、個別支援の課題を整理し地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域ケアプラザ全体として取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

介護予防支援事業は、要介護状態になることの予防、要支援状態の軽減や悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援につなげることを目的としています。本人の希望・要望を確認し、自身の能力を最大限生かし健康を維持する「介護予防」としての役割を意識しながら運営していきます。

1 人員の確保と多角的なプラン作成

- ・介護予防プラン作成専任者を週に5日の非常勤職員として雇用し、地域包括支援センターが直接プラン作成する件数とプラン作成を委託する件数のバランスを維持しながら、3職種は地域包括支援センターの機能が発揮できるよう人員を確保しています。
- ・地域包括支援センターの3職種と予防プランナーで定期的にケース会議を行い、支援状況や課題の共有、また必要に応じて同行訪問を行い、3職種の専門性を生かした総合的なプラン作成を継続していきます。

2 インフォーマルサービスを活用したプラン作成

- ・地域包括支援センター事業で築いてきた資源、地域とのネットワーク、新たな社会資源の活用をプランに反映させ、介護保険サービス利用の他、地域の資源活用を積極的に取り入れたプランを作成していきます。
- ・状態が改善し軽度化した人だけでなく、状態悪化し要介護になった人に対しても、継続して地域の社会資源が活用できるようなプラン作成が出来るようにしていきます。

3 委託ケースに積極的に関わり、質の向上を図る

- ・委託ケースについての契約は、原則全てのケースについて立会い、担当者会議についても出来る限り参加するように調整しています。
- ・特に新任ケアマネジャーの場合は、事前に「介護予防支援業務の流れ」や「モデルケアプラン」等についての個別指導も継続して行っていきます。
- ・委託ケアマネジャーと随時情報を共有し、地域包括支援センター内で他の職種でも対応できるよう連携体制を整えていきます。

4 公正・中立性についての取り組み

- ・職員は、公正かつ中立的な運営を確保しなければならないことを十分認識して業務に取り組んでいきます。
- ・利用者や家族がサービス事業所を自己選択・自己決定できるように、区役所から毎月配

布される最新情報である金沢区内居宅介護支援事業所のケアプラン受付可能状況表を提示し、表には記載されていない各事業所の特徴や詳細（ケアマネージャの性別、経験年数等）の情報も併せて提供していきます。

- ・特定のサービス事業所に偏らないように、地域包括支援センター内でエリア内の各事業所の表を作成、これまでの依頼状況を把握できるようにし、委託先に偏りがなくすぐに確認できるようにしていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

担当地域が広域で、高齢化率が高い地域と青少年化率が高い地域と混在しています。昔ながらの地域では、地域活動が活発でない町内会もありますが、インフォーマルサービス等が充実している地域もあり、地域の課題や特徴も多様化しています。

地域のニーズを受け止め、自主的に活動している地域、地縁関係で成り立っていて地域活動のない地域など、それぞれの地域の課題を整理し、その地域の特性に合わせ、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援を進めていきます。

1 講演会の開催

- ・医療講演会、認知症予防講座・講演会、ロコモシンドローム予防講座、栄養講座、口腔ケア講座をケアプラザや地域で開催し、健康に対する普及啓発活動を行っていきます。

2 地域の活動支援

- ・地域内に3ヶ所立ち上がっている「元気づくりステーション」にできるだけ参加し、活動が活発になるよう、継続して働きかけていきます。
- ・地域で立ち上がっている「サロン」に参加し介護予防の普及・啓発をしていきます。
- ・「筋トレ」を中心に活動している自主グループに対し、地域のリーダーとして活躍できるよう支援していきます。
- ・インフォーマルサービスが充実していない町内会に対し、町内会役員、民生委員児童委員、老人会に働きかけ「元気づくりステーション」やステーションに代わる「サロン」等の立ち上げが出来るよう支援していきます。具体的には、地域住民が興味を持ちそうな内容での講演会、ボランティア養成講座や支援者間の交流会等を実施し、担い手の育成支援をします。
- ・エリア内に立ち上がっている横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB通所型支援)「たけの子会」を継続して支援していきます。
- ・新しい参加者が増えるよう地域で対象者を絞った介護予防講座を展開し、住民主体で続けられる様、支援していきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1 専門職との連携

- ・ ケアマネジャーと相談しやすい関係ができており、必要に応じて各種専門職につなぎ、情報提供、情報共有し連携を図っていきます。
- ・ 弁護士、司法書士、行政書士、社協等と情報共有を図り連携して成年後見制度の普及啓発に取り組みます。
- ・ 警察・消防署等と連携し高齢者虐待防止のための情報提供を民生委員児童委員ケアマネジャー等に実施し地域の見守りが行われるように取り組みます。
- ・ 地域の多様な活動をまとめた「釜利谷みんなの情報シート」を民生委員児童委員・ケアマネジャー・地域の事業所に配布し医療、保健、福祉、生活支援に関わる機関が協力しあえるよう地域の資源の情報提供を行います。

2 地域との連携

- ・ 担当地域内 13 自治会町内会、地域の活動団体、地域のサロン、シニアクラブ、銀行、学校と認知症サポーター養成講座、予防講座、健康づくり講演会等を実施し、役員、民生委員児童委員、地域の参加者、責任者等と密に関わり必要な人に社会資源が活用できるような体制を継続していきます。
- ・ 「これからも釜利谷で安心して暮らしていくために」をテーマの協議の場「かまりやーの」の開催を通して地域住民、地域団体、居宅サービス事業所、医療サービス、専門職、地域ボランティアと課題を共有し解決に向けた取り組みを推進しネットワークを構築し連携を強化していきます。

3 5 職種連携

- ・ 地域ケアプラザ内 5 職種 3 部署が連携し、専門性や技能を活かし一体的に地域の包括的なネットワークの構築・支援を行います。今後も「かまりやーの」「キャラバンメイト交流会」「つながりの会」「認知症サポーター養成講座」認知症カフェ「かまりやサロン」「森の小道やまなみ」「医療講演会」「出張相談会」を 5 職種で連携して継続開催していきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者や家族が今後の暮らし方やサービスを自己決定に基づいて利用できるように、複数の選択肢を提案したり専門家として助言を行ったりしています。介護保険の発足から 20 年経ちインターネットが普及した今日、利用者や家族が情報を得る手段も変わってきていますが、そう

いった情報だけではわからない現場の空気や地域の生きた情報などを随時収集し、提供していくことにケアマネジャーの価値があると考えています。そのためには様々な研修や会議、勉強会などに多く参加し、ネットワークを作って情報を広く収集していく必要があります。特にこの地域には病院や介護事業所、インフォーマルサービス等が多いため、地域包括ケアシステムを具現化しやすい環境にあると考えています。住み慣れた地域で顔の見える関係づくりを率先して行っていくことがケアプラザ所属の居宅介護支援事業所の役割だと考えています。

1 総合的な視点からのケアマネジメント

- ・サービスありきの画一的なプランではなく、利用者の個性（障がい、疾患等）や家族関係など取り巻く環境を総合的にアセスメントし、個別性の高いプランを作成しています。
- ・サービス担当者会議において、関わっている様々な職種から多角的な視点の意見を収集し、フォーマル・インフォーマルにこだわらない幅広い支援を行っていきます。

2 地域包括支援センター・行政との連携

- ・地域包括支援センターや行政との連携や協働が特に必要な利用者を積極的に受け入れています。また日常的に、地域包括支援センター三職種と行政職員の各職種から専門的な意見を聞いたり、必要時には同行を依頼したりと密に連携を取りながら業務にあたっていきます。

3 介護予防支援事業者との連携

- ・介護予防支援事業者から委託された介護予防・総合事業の利用者については、同事務所の中で日常的に情報共有ができており、記録での情報提供もしています。また、要介護の利用者が要支援認定を受けた場合も、随時情報を共有し、連携できる体制になっており、今後も継続していきます。

4 支援困難なケースへの対応

- ・多職種との連携を特に必要とする支援困難なケースを受け入れることは、ケアプラザ所属ケアマネジャーの使命として捉え、積極的に対応をしており、今後も継続していきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

居宅介護支援計画書や新規利用時・更新時に定期的実施されるカンファレンスでの内容を踏まえ、利用者のニーズを的確に把握し、自宅での生活を継続していけるように通所介護を提供しています。また、家族の要望や希望などにもできる限りお応えし、精神的、身体的負担を軽減できるように努めていきます。

利用者の尊厳を守るため、職員は人格・人権を尊重し、思いやりのある心で向き合うこと、また、利用者が笑顔で過ごすことができるように、日々プログラムの検討に取り組んでいます。地域ケアプラザとして『自分の個性・特技を出せるデイサービス』を支援目標に、サービスを

提供しています。

認知症の人、医療依存度の高い人などが年々増加していくことが予想されます。地域の中で高齢者の生活を支えていく地域ケアプラザの通所介護事業として、今後も認知症介護実践者研修へ職員を派遣し、受講者を増やすことによって、認知症高齢者に対する対応力を高めていきます。また、看護師、主治医、居宅介護支援専門員、協力医と連携して、医療依存度の高い人も積極的に受け入れ、サービスの充実を図り、高齢期の地域生活支援の一翼を担えるよう努めていきます。

1 通所介護事業、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の特徴的な取り組み

- ・担当エリアには、特色のある定員 10 名程度の小規模のデイサービスが増加している中、40 名定員の釜利谷地域ケアプラザでは障害者支援施設航が併設されている環境を生かしたプログラムを実施しています。
- ・具体的には、広い敷地を生かした散歩、サークル活動（カラオケ・おやつ作り・麻雀等）、講師による音楽教室・体操教室を導入しています。今後も、利用される方々のニーズに応えられるよう、従来の団体レクリエーションだけではなく、自身で選択できる個別のサークル活動を実施していきます。
- ・在宅生活が継続して行えるような個別プログラムとして、職員やボランティアの見守りのもと、家事活動（洗濯物干し、テーブル拭き、茶碗洗い、お盆拭き等）を導入し、日常生活に生かせるプログラムも実施しています。
- ・通常デイサービスでは時間が長く体力的に心配のため短い時間を希望する方があり、半日デイ（入浴・食事）のサービスを実施しています。慣れてきたら通常デイサービスに移行できるようにし、体力的に不安がある人、利用を迷っている人も利用に繋がりやすい環境を整えていきます。

2 公の施設、地域ケアプラザが運営する事業者としての取り組み

(1) 地域ケアプラザ利用団体や地域団体、ボランティアとの交流

貸館利用団体や地域のサークル活動実施団体に、地域活動交流事業や地域包括支援センターと共に声掛けし、敬老会やクリスマス会等のイベントのみならず食事イベント日や平日も、合唱、ダンス、楽器演奏等の披露を受け、利用者の人に文化的な時間を提供することができています。

『よこはまシニアボランティアポイント』の受け入れ施設として、日中のお茶出しや麻雀、囲碁将棋の相手などの多数の個人ボランティアに活躍してもらっています。

今後も地域との繋がりづくりを図っていきます。

(2) 小学生から大学生、市の新採用職員の学びの場として

地域の活動団体であるフレンドリースペース金沢や小学校・中学校との交流及び職業体験、大学の看護学生や横浜市新採用職員の実習受け入れなど、積極的に学習の場として活用してもらえるよう、交流を進めていきます。

(3) あらゆる人の地域生活を支える法人の事業者として

当法人が運営している知的障害者グループホームから利用者を受け入れています。高齢

になった知的障がい者の支援の実績を積み重ね、知的障がいがある人も安心して利用できるサービスを提供していきます。

認知症の人、医療依存度の高い人などが年々増加していくことに対応するため、認知症介護実践者研修修了の職員を増やし、認知症高齢者に対する対応力を高めていきます。

看護師、主治医、居宅介護支援専門員、訪問看護サービス等と連携して、医療依存度の高い人も積極的に受け入れ、サービスの充実を図っていきます。

表 通所介護事業サービス提供スケジュール

9:20	提供開始	到着した利用者の方から順番に検温（血圧・体温等）
9:30頃	入浴 趣味活動	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴開始 広くて明るい浴室でスタッフ介助・見守りの元、安全に4～5名ずつ順番に入浴していただきます。 ・趣味活動 様々な趣味活動（塗り絵、ちぎり絵、手芸、囲碁、将棋、その他小グループのサークル活動等を提供）
11:30	嚥下体操	むせ込みや誤嚥を防ぎ、美味しく安全に食事を召し上がって頂くため、嚥下体操を実施します
12:00	昼食	様々な食事の提供を行い楽しい時間になるように心がけています。（お楽しみランチ・バイキング・会席料理・流しそめんやお鍋などの季節感のある食事・職人による握りずしや手打ち蕎麦等）
13:00	休憩 趣味の時間	口腔ケアの実施 食後はゆっくり過ごす時間です。ベッドやソファでゆっくりされる方、趣味活動をされる方など自由に過ごされています。
14:00	体操、レクリエーション サークル活動、教室 ボランティア催し	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーションの実施 リハビリ体操を実施した後、職員の考案したレクリエーションを参加希望の方へ行きます。参加希望のない方へはサークル活動等の小グループ活動や個別活動を提供します。 ・サークル活動・教室（カラオケ・手作りおやつ・麻雀・散歩・脳トレ・コーヒー・茶道・思い出話(回想法)・制作・音楽教室・体操教室等の各サークル活動や教室) ・ボランティア催し 合唱や合奏、踊り、その他様々なボランティアの催しが月に5～6回予定されています。
15:00	お茶菓子	<ul style="list-style-type: none"> ・種類豊富なお茶菓子の提供 ・最終週は『お誕生日週間』としてケーキでお祝いします。 ・バイキングおやつ等のイベントも豊富に実施します。
15:30	カラオケ	・有線カラオケにて、お帰りの時間まで楽しませております。
16:30	提供終了	準備のできた利用者の方から送迎車にて自宅まで送ります。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

「地域における福祉活動、保健活動等の振興を図り、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する」という指定管理者としての意義を十分に自覚し、地域ケアプラザの運営費は、これらの目的に適合した活動を実現するために適正に管理・執行をしていきます。

そのためには、法令を順守し、会計基準に従った法人の会計規則による決裁過程を経て、内容及び目的の適合性を厳密に管理すると同時に、起案書の内容を精査し、方向性を見直し、支出予定額や調達方法の提案も行っていきます。

- ・ 指定管理料が公金であることを十分に理解し、使途の公共性、使用状況の透明性の確保を図り、正確な記録・書類の保管を行っていきます。
- ・ 予算策定にあたっては、前事業年度の執行費・執行内容を見直し、業務に支障が生じない範囲での経費削減に努力しつつ、現実的な収支計画を行っていきます。
- ・ 月次試算表などで執行率の進捗状況を月ベースで管理し、現場に進捗状況を報告し収支計画に沿った運営を行うように管理していきます。
- ・ 施設開所より 20 年近く経過する中、今後予測される修繕についても柔軟に対応できるよう費用配分していきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

利用料金の収支の活用については、通所介護事業、居宅介護事業、介護予防支援事業の介護報酬の介護保険収入と自主事業の参加者からの参加料金を施設使用料に充てるなど、事業を充実させるために活用していきます。

運営費の効率性については、安定的な経営基盤を維持し、良質なサービスを提供していくことは法人経営にとって必要な要素と認識し、職員一人ひとりが社会福祉への貢献を念頭に置きながら、経営に関する情報を共有し、コスト意識を高めていきます。

- ・ 指定管理料等運営費においては、事務費及び管理費は業務に支障が生じない範囲で経費削減の努力を実践してきました。今後も継続していきます。
- ・ 職員に、毎月の収支状況表や光熱水費表の前年との比較数値を伝え、一人ひとりがコスト意識を高めています。裏紙の利用や、印刷枚数 15 枚以上はコピーではなくリソグラフの使用をするようにし、又蛍光灯の LED 化を推進し電気使用量の削減、新電力会社との契約により電気料金を始めとした事務費削減にも努めていきます。

- ・通所介護事業では利用者数に見合った職員配置を行い、非常勤職員を雇用することや常勤・非常勤・嘱託等の多様な勤務形態の職員を適切に配置するなどの工夫をすることで、人件費の削減にも努めています。またサービスの質を落とさずに職員のモチベーションを高めるため、非常勤職員から常勤職員へ登用する方策や、職員個々人の生活の変化に応じた働き方ができるよう、常勤職員から嘱託職員等へと勤務形態の変更が可能な体制を整え、資質の高い職員によるサービス提供が継続できるように努めていきます。
- ・日々の業務においても、時間の使い方や人の配置を工夫することで、効率化を図り、超過勤務時間の短縮を実現し、人件費の削減を進めていきます。
- ・物品や高額な業務ソフトウェアについては、計画的な購入をすると同時に、購入する際には、その利用価値と耐用性を調査、複数業者の見積書を比較し、安価なものを購入します。
- ・地域ケアプラザ主催の講座の講師については、ボランティアに依頼するなど、積極的に社会資源を活用しています。また医療講演会などの専門知識に関する講座を開催する場合は、関係機関の協力を得て、無料講座を開催しており、今後も継続して取り組んでいきます

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

地域活動交流事業

1 自主企画事業について

長期的な視野で地域の将来を見据え、地域の福祉力向上につながるような事業展開を目指すとともに、地域の人自らが「気づき」「働きかける」、また、地域で誰もが気軽に「困っている」「助けて欲しい」と言えるような地域づくりの一翼を担うよう努めました。

“地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設としての役割を自主事業の中で担うため、ケアプラザ内の各部門や区、関係機関等への橋渡しの場としても機能させました。

(1) 高齢者支援

身体的機能の維持、心のサポート、地域とのつながりを重点に事業を展開しました。高齢者が将来孤立しないために、少しでも若い時期から地域と関わりが大切であることをこれまでの経験から感じ、知り合う機会、つながる機会を多くつくとともに、生きがいづくりとして“得意を活かす場”の提供も行いました。また、認知症の方の単独での事業参加の受け入れ、地域の方への認知症の理解・助け合いの推進に努めました。

(2) 子ども・養育者支援

発達段階に合わせた事業、「気になる子ども」のサポートを中心に事業を展開しました。また多世代交流の場や、子育て中の母親を子とともにケアプラザ事業のボランティアとして招き、子どもと一緒に活動・活躍の場があるということの子育て中の母親に知っていただく機会もつくりました。

(3) 障がい児者支援

障がい児の放課後の居場所や地域と関わる場や、無償及び有償ボランティア活動の場を提供しました。また、外国の文化に触れていただくことを目的とした英語教室では、障がいのあるお子さんをもつ母親を講師として招き、活躍の場としても機能させました。さらに、富岡地域ケアプラザと柳町地域ケアプラザとの共催による外出での余暇支援事業“ボルダリング”、“日本航空工場見学”では、企業の障がい児理解の一翼を担いました。

(4) 外国人支援

日本語を母国語としない外国籍の方が参加しやすい事業を展開するとともに、外国人を講師に迎え地域資源の開発を行いました。外国語での周知も行いました。

(5) 世代間・地域交流

「プラレール広場」においては、幼児と母親、シニア男性ボランティアと一緒に遊び、会食サロン「森の小道やまなみ」では、幼児から高齢者、全ての世代の参加があり、ごく自然に交流する光景が見られていました。

(6) 講座、講演会、出張講座

地域包括支援センターとの共催により、福祉・保健等の情報提供や地域課題に則した内容の事業を開催するとともに、地域との共催で養育者向けの講座や、障がい者理解に関する講座を毎年開催しました。

(7) 福祉教室、福祉体験、職業体験

職業体験や実習生の受け入れについては、デイサービスでの福祉体験にとどまらず、地域ケアプラザの特性を活かして、乳児から高齢者、ボランティアや地域の方々の活動を伝えられるようなプログラムを多く取り入れました。また、個別支援級に通う生徒の受け入れも行ってきました。小学生向けの福祉教室では、ケアプラザの機能に加え、“地域や幸せ”について考えるプログラムを提供しました。

(8) 地域団体、関係機関、活動団体との共催事業

自治会町内会、民生委員・児童委員協議会、保健活動推進委員会、金沢区食生活等改善推進委員会、金沢地域子育て拠点「とことこ」、金沢区内地域ケアプラザ、釜利谷地区社会福祉協議会、金沢区社会福祉協議会、当事者団体・支援団体、ヘルスマイト等と共催事業を展開しました。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

福祉保健活動団体が安定した活動を行えるような場の確保や調整を行うとともに、支援が必要な団体に対しては、支援を受けながら安心して活動できる場を提供しました。

(1) 施設利用についての周知

福祉保健活動の場として地域住民が施設利用できることを広報紙、チラシ、ホームページ、出張講座等の方法を用いて周知を行いました。

(2) 団体間の利用調整

貸館の利用状況や利用傾向を常に把握し、常に新しい情報が提供できるよう努めるとともに、福祉保健団体に対しては直接声掛けをし、安定した活動が行えるような場の確保と調整を行いました。また、ケアプラザ以外での活動の場の情報を把握し、希望の予約が取れなかった場合に活動に合った他施設の情報提供を行うなどし、継続的に活動ができるよう支援しました。

(3) 地域の施設として

施設利用中の安全面への配慮、車椅子の貸出や利用に関する援助等、あらゆる人が利用しやすいよう環境を整えました。また、交流や情報収集の場となるよう、自由に過ごせるスペースや情報提供の場を提供するとともに、職員の丁寧な対応により、居心地の良い、相談しやすい環境を整え、地域の方が利用したくなるような施設づくりを目指しました。

3 ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

誰もがボランティア活動に参加できるように、幅広い選択肢の中から自身に合った活動に参加できるような環境づくりと啓発活動に努めるとともに、ボランティア活動を“ボランティア”と意識せず、行動が結果的に地域の助け合いにつながるようなコーディネートを目指し、将来の地域での担い手につなげられるよう努めました。また、障がいのある方もボランティア活動に参加できる環境づくりと、高齢者が楽しみながらボランティア活動ができるよう「よこはまシニアボランティアポイント事業」の登録研修会を開催しました。加えて、“横浜市立大学生向けのボランティア養成講座”も金沢区内全ケアプラザと金沢区社会福祉協議会との共催で毎年開催してきました。

前期指定管理期間中には次に挙げる新たな活動を取り入れ“誰もがボランティア活動に”の実現を目指しました。

(1) 障がい児者による有償ボランティア

高齢者向けの“よこはまシニアボランティアポイント制度”を参考にした活動です。障がい児者がボランティア活動を行い、それをポイント化し商品に変えるという仕組みで、地域の声を形にしたものです。この活動を通して活動の対価を得るとともに、身近な社会の仕組みの体験とライフスキルの支援も目的の一つとしています。

(2) 在宅ボランティアの受け入れ

デイサービスで使う手縫いの足拭きや、園児向け認知症サポーター養成講座でオレンジリングの代わりに園児にお渡しするフェルト製の“ロバ隊長”のマスコット作りを自宅で行っていただいています。

(3) 年齢や体力に関係無くできるボランティア活動

“すみなすフェスタ”で使用のお花紙を使つての“お花作りボランティア”を依頼

いています。年齢や体力に関係無くできるボランティア活動であり、ボランティア活動未経験者にはボランティア第一歩として活動しやすいものとなっています。

(4) 不登校児のボランティアの受け入れ

不登校児のボランティア受け入れを随時行っています。当事者と支援者が話し合い、希望に沿った活動を紹介しています。

4 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

関係機関との会合や共催事業を通じて、相互での情報収集及び情報提供を行なうとともに、地域により近い福祉・保健の施設であるという特性を活かした情報把握を行い、必要な人に必要な情報が届くよう努めました。また、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業との共催による出張講座や、関係機関との共催事業において、地域の現況や社会資源の把握を行うとともに、地域に応じた情報提供に努めました。更に、他区の活動やNPO団体等の活動に参加し、そこで得た情報を地域に提供していきました。

広報紙・チラシの発行、ホームページや区の広報を活用や本人への声掛けをするなどし、多くの方に情報が届くよう努めました。更に、横浜市のポータルサイトで公表されているデータ等を基に、地域に合わせた資料を作成し、数字で見る地域特性も伝えました。

(1) 主な情報の内容

- ・サロンや昼食会等の情報
- ・地域住民による自主活動団体に関する情報
- ・人材や地域資源に関する情報
- ・自治会・町内会における見守り・子育て支援に関する情報
- ・障がい児者・子育て等の自主グループ及び支援グループに関する情報
- ・認知症、中途障がい、精神障がい等の支援グループに関する情報

(2) 情報の提供方法

- ・広報紙、掲示板、ホームページ利用による提供
- ・関係機関及び支援者との会合での提供
- ・地域に出向いての提供
- ・自主事業開催時の参加者への提供
- ・個別での提供
- ・ケアプラザ各職種を通しての提供

生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業の主旨と、生活支援コーディネーターの役割を地域の方々に周知することを目的に、各自治会町内会で開催されている様々な事業に顔出しをしました。生活支援体制整備事業を説明していく中で、この間、新たな取り組みが生まれました。

1 生活支援

- ・地域の助け合い活動が2ヶ所発足しました。発足に向け、会議の出席、先行事例の提示、地域のアンケート調査等、地域の方々と一緒に立ち上げることが出来ました。
- ・介護保険外で使えるサービスをまとめて、所内のケアマネジャーに情報を提供しました。買い物した商品の配達サービスをしてくれる店舗の情報誌を作成し、地域の担い手や民生委員と希望する方々に配布しました。
- ・釜利谷地域に点在する野菜の産地直売所を地図にし、身近な地域で野菜の買い物が出来る様情報をまとめ必要な方々に配布しました。

2 交流・居場所

- ・地域の方が主体のサロンの発足の支援を行いました。相談から会議の出席、場所の選定

に関わる支援、補助金に関する情報提供、先行事例の提示、周知に関する支援等を行いました。発足後も、継続出来る様、運営の支援を行いました。

- ・地域で開催されている、サロン、ミニデイサービス、認知症予防等の担い手が集まるネットワークを5職種で協力しながら行いました。

3 見守り・つながり

- ・5職種連携による協議体「かまりや一の」で、行政、社会福祉協議会、住民等が一堂に会し「地域にあったらいいな あんなこと こんなこと」を参加者全員で釜利谷地域に必要な取り組みを話し合いました。これまで見守りのキーホルダー「かまもりホルダー」と事業所と住民の枠の無いつながり「かまりや あいさつ運動」を進めていきました。

4 社会参加による介護予防

- ・地域で行われる事業に参加した際は、地域ケアプラザで行われている事業の紹介を積極的に行い、社会参加による介護予防の推進に努めました。
- ・サロン等など社会参加することで健康に繋がることを東京都健康長寿医療センター研究所のデータ等を基に伝えました。
- ・各自治会町内会で行われている様々なサークル活動を地域の民生委員の協力を得てリストにまとめ、民生委員と地域の介護事業所のケアマネジャーに配布し、介護保険を受けている方も受けていない方も地域活動に参加出来る様情報を提供しました。

地域包括支援センター

相談件数は、平成27年度1,313件、平成28年度1,773件、平成29年度1,888件、平成30年度1,949件と増加しています。ケアプラザで受理した介護保険申請数（予防を除く）は、平成27年度156件、平成28年度162件、平成29年度168件、平成30年度214件と増加しており、新規だけでなく、更新や区分変更の申請受付が増加しています。相談内容としては、介護保険制度やその利用に関する相談が多く占めていますが、認知症に関する相談が増えてきます。困難事例に関しては、高齢者だけではなく、家族支援を必要とするケースが多くなり、分野の領域を超えて、さまざまな関係機関との連携が必要になってきています。地域包括支援センターだけでなく、ケアプラザ5部門が連携し、区や医療機関、サービス事業所と常に連携を図り、対応を行っています。

1 総合相談事業

(1) 相談件数増加の工夫

- ・出張講座、介護予防事業等でケアプラザの機能と気軽に相談できる場所であることを周知しました。
- ・地域ケアプラザに来所される方、事業に参加された方に対しても、地域包括支援センターの機能を理解して頂くためにわかりやすいチラシの配布を行いました。
- ・配布だけでなく、気になる方への声掛けや個別相談を積極的に行い、介護保険サービスの導入や家族支援のきっかけになるよう働きかけを行いました。

(2) 地域分析の取り組み

- ・年度ごとに総合相談件数、介護保険申請数（予防を除く）をエリア別に集計・データ化し、地域特性の把握を行うとともに、次年度の事業計画に役立てました。
- ・各事業ではアンケートを取り、参加者が望んでいる講座の聞き取りと、地域福祉従事者と連携をはかり、それを包括または5職種で共有し、次年度の講座テーマとして結びました。
- ・地域サロンや出張講座に出向いた際、地域住民や民生委員等の地域福祉従事者との会

話の中で、地域で起こっている課題や、個別ケースの情報収集、ニーズの把握に努めました。

2 権利擁護事業

(1) 高齢者虐待防止について

- ・相談内容として、「虐待疑い」や「経済的虐待」のケースが多く、8050問題も多くなっており、いずれも区、地域包括支援センター3職種で連携を取り対応してきました。
- ・高齢者虐待の正しい理解と、孤立しない地域づくりを目指し、広報誌での呼びかけと横浜市のリフレット配布を行いました。
- ・高齢者虐待の通報についても、地域包括支援センターが相談窓口となっていることについて出張講座や認知症サポーター養成講座等で呼びかけを行いました。
- ・高齢者虐待の早期発見や予防・防止のため、日頃から民生委員や地域福祉関係者、ケアマネジャーや医療機関等との関係機関と顔の見える関係作りと相談しやすい体制を心がけました。
- ・虐待を身近に発見しやすいケアマネジャーと民生委員を対象に、「民生委員児童委員とケアマネジャーとの情報交換会」にて、高齢者虐待の定義や金沢区の虐待の統計などの説明、実際に地域で課題になっている事例を紹介し、情報交換を行いました。
- ・介護に関する悩みや情報交換の場として「介護者のつどい」を実施しました。

(2) 消費者被害防止について

- ・広報誌での呼びかけと、出張講座や各自主事業では、独自で作成したチラシや消費生活センターのリフレット等の配布を行いました。
- ・近隣の郵便局や銀行と随時情報交換を行い、顔の見える関係作りに努めました。
- ・地域交流事業の参加者に消費者被害の情報発信を行いました。また、地域のサロンに出向き、10分講座で消費者被害の情報発信を行いました。

(3) 成年後見制度普及啓発について

- ・成年後見制度の利用が必要な方に対して、説明を行い、申し立てまで途切れなく支援を行いました。
- ・第三者に後見人を依頼したいケースについては、区役所、成年後見ネットワークの先生方と連携し、適切な成年後見人が選任できるよう紹介を行い、スムーズに申し立てが進められるよう医療機関との情報共有・連携に努めました。また、後見人が選任されたあとも、継続的に情報共有を行い、同行訪問等で支援を継続しています。
- ・出張講座・すみなすフェスタ等で成年後見制度の説明・独自で作成したチラシの配布を行いました。
- ・年1回後見に関する講義・個別相談会、「終活セミナー」で講義、「新任ケアマネジャー研修」で講義（他の地域包括支援センターと共催）を行いました。また、地域のサロンや医療機関からの依頼を受け、成年後見ネットワークの先生方の協力を得て講義を行いました。

3 包括的・継続的ケアマネジメント事業

(1) 民生委員との連携

- ・年一回、民生委員連絡会へ出席、各民生委員宅への挨拶周りをを行い、顔のみえる関係を構築しています。
- ・個別ケースから地域に関する相談を受けることもあり、必要に応じて同行訪問しました。

- ・ケースに応じてカンファレンスに参加して頂くことや、平成 25 年度からの「地域ケア会議」では、エリアの民生委員の出席を依頼し、協力を得られています。
- ・また、民生委員・ケアマネジャーとの情報交換会やケース検討会（年 1 回以上）を開催し連携を図りました。

(2) 各事業所ケアマネジャーとの連携

- ・多問題・支援困難ケースについては必要に応じて同行訪問を行い、区と連携し、カンファレンスを開催・参加しました。
- ・毎月 1 回以上各事業所を訪問し、ケアマネジャーからの相談を受け、毎年更新している「釜利谷みんなの情報シート」でフォーマル・インフォーマル情報の提供を行いました。
- ・ケアマネジャー向けの資質向上の研修や事例検討会、ケアマネジャー同士のネットワーク構築支援を、独自で企画、地域包括主任ケアマネジャー部会と共催で企画、居宅支援事業所と共催で企画し、開催しました。

(3) 医療機関との連携

- ・退院後の在宅生活スムーズに行えるよう、各病院の医療連携室と情報共有を随時行い、カンファレンス等の参加も積極的に行いました。
- ・地域活動交流と共催で、済生会若草病院、景翠会金沢病院グループと連携を図り、医療講演会の実施（年 2～3 回）いました。
金沢区薬剤師会との協働で、薬剤師との情報交換会及び連携研修会を開催しました。

(4) 居宅サービス事業所・介護福祉施設との連携

- ・エリア内にある地域密着型の施設。定期巡回随時対応型居宅介護看護「陽光の大地介護保険センター」看護小規模多機能型居宅介護「ふくふく釜利谷」認知症対応型共同生活介護「金沢けやき園」「ちいさな手横浜かなざわ」「ほのぼのホーム」認知症対応型通所介護「「やまゆり」「このはな」「デイサービスふるさと」地域密着型通所介護「金沢沢美浜ホーム」「楓の風リハビリテーション颯」「HI！パフォーマンズ」「E-CARE デイサービス釜利谷」の運営推進会議に参加致しました。個別相談を受けることも多く、また地域密着型サービスとして、施設入所の必要な方に関しての相談を行い連携を図りました。

(5) 「あんしんカード」更新、配布

- ・必要時にケアプラザへ連絡していただく、担当の民生委員を知っていただく、もし本人に何かあった時に家族、主治医等に連絡できるように、各情報が書き込める「あんしんカード」を更新し、民生委員、出張講座、各事業を通して配布しており、今後も継続してまいります。

4 介護予防関連

(1) 介護予防の普及啓発

- ・町内会出張講座、ケアプラザのイベント、来所相談者・高齢家族、町内会サロン、老人会にてロコモ予防講座、栄養講座、口腔ケア講座を実施し必要な方には個別指導を行い、地域支援事業、ケアプラザ事業、区役所の事業等につなげました。

(2) 元気づくりステーション、サロン、自主グループの立ち上げ

<元気づくりステーションの立ち上げ>

- ・高齢者が地域の中で人とつながりながら生きがいのある生活を送ることを目標に「元気づくりステーション」をエリアに 3 ヶ所立ち上げ、エリア内外からも新たな参加者が増えるなど、区役所とともに支援しました。

＜横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）＞

- ・エリア内の社会福祉法人に働きかけ、区役所、社会福祉協議会と共に立ち上げ等支援しました。

5 認知症サポーター養成講座の開催

- ・各町内会、保育園、小中学校で講座を開催し、認知症の方やご家族を地域で見守り支援できる体制づくりを行いました。

6 その他

(1) 3職種連携

- ・社会福祉士、主任ケアマネジャー、看護師ともに事業実施や研修等で担当が不在の場合には関わっているケースに対応できないことがあったため、ケースについてはすべて共有し、その職種が不在になったとしても他職種が対応できるような体制を整え対応できるようにしています。

(2) 3部門連携

- ・「かまりやーの」の立ち上げ
地域にあったらいいな、あんなこと、こんなことをテーマに「かまもりホルダー」「かまりやーの あいさつ運動」等を地域住民、区役所、社会福祉協議会、介護サービス事業所等と展開しました。
- ・「つながりの会」
地域で活躍している支援者の方を対象に情報交換や情報提供を行いました。

7 他ケアプラザとの共催事業

- ・難病支援として西金沢ケアプラザと共催で、年2回「パーキンソン病交流会」を実施し、病气、薬、リハビリ、体操、音楽療法等についての講演や情報交換会を行いました。

居宅介護支援事業

1 公正・中立なサービス提供

- ・同法人のサービスに偏らず、利用者の意向や状態に合ったサービス事業所を複数箇所提案し、選択していただくようにしました。
- ・各ケアマネジャーが勉強会や研修に参加する中で得た地域のさまざまなサービスの情報を、利用者に提供することで選択肢の幅を広げ、より適したサービスを選択できるよう努めてきました。

2 利用者・家族とのかかわり

- ・専門家としての視点だけでなく「もし自分の親だったら」と考え、常に利用者や家族の立場で親身になって接するように心がけてきました。
- ・利用者や家族の要望、心身の状況を十分に把握のうえ、居宅サービス計画書を作成し、定期的にモニタリングを行っています。「サービスを利用するための計画」ではなく「自己実現のためにどんなサービスが必要なのか」を利用者、家族と話し合い一緒に考えるようにしています。
- ・利用者だけを切り離して考えるのではなく、支援が必要な家族がいた場合には相談に乗ったり、他の制度や職種につなげたりと、家族をシステムと捉えて支援してきました。

3 ケアプラン作成件数について

- ・令和2年1月現在常勤4名体制で、要介護1から要介護5までの利用者については月平均113件、介護予防・総合事業の利用者については月平均26件のプランを作成しています。

4 特定事業所加算

- ・特定事業所加算（人員配置の関係上ⅡもしくはⅢ）を算定しました。
- ・週1回以上事業所内で会議や研修を行いました。会議では主にケースの共有を行い、担当ケアマネジャーが不在の時でも迅速に対応できるようにしました。また、利用者に対する支援について、気になることや困ったことなどすぐに相談し合える環境を作ることで、他のケアマネジャーの意見を聞き色々な角度から考えることができ、新人からベテランまで、片寄りのないより良い支援ができるよう心がけてきました。
- ・昨年景翠会と合同の事例検討会や勉強会を行っています。地域の新人ケアマネジャーも招待し、一緒に学ぶ機会を作ってきました。

5 5部署の協働

- ・元気なときも支援が必要になってからも、住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように、地域ケアプラザの5部署で連携して一人の方の生活を見守る気持ちで協力して支援を行ってきました。

6 地域包括支援センター及び行政との連携

- ・地域包括支援センターと同施設であることを活かし、各職種に専門的な意見やアドバイスを求め、実行、結果を報告しており、支援困難なケースも積極的に担当してきました。また行政職員との定例会でもケースの共有を行い、必要時には同行を依頼するなど密に連携を取りながら業務にあたってきました。

7 多職種連携

- ・病院や地域の診療所・歯科医院、各種介護サービスなどさまざまな職種の人と研修や交流を通して気軽に相談できる関係を作り、利用者に対してよりスムーズに、チームとして支援できるように心がけてきました。

8 地域のケアマネジャーに対する資質向上に向けた取り組み

- ・管理者は金沢区の介護支援専門員連絡会である「金沢ケアマネ倶楽部」において運営に携わっており、一昨年、昨年と金沢区役所や病院等と共に金沢区全体で行った多職種研修の企画にも携わってきました。一昨年末から同会において「金沢区ケアマネジャー管理者会」を立ち上げ、副幹事として活動しています。金沢区のケアマネジャーの底上げを図る目的で設立し、他団体との情報交換や制度の勉強会などを行っています。また、横浜市介護支援専門員連絡協議会（YCM）でも役員として活動しており、制度改正や横浜市福祉局との意見交換会などにも出席し現場の意見を伝えるなどケアマネジャーの資質向上に向けて取り組んできました。

通所介護事業

利用者の方々の個々の希望にできる限り応える努力をし、アセスメントを重視したサービス計画を作成、サービスを提供してまいりました。また、安心、安全の前提のもと、デイサービス目標を『自分の個性・特技を出せるデイサービス』とし、さまざまな個別プログラムを用意、利用者の方々の在宅生活での楽しみや生きる意欲が増すようにサービス提供に努めてまいりま

した。

職員間の共通理解を進め、内外部の研修への参加や職員全体会議などでの勉強会を実施し、職員のスキルの向上に努めてまいりました。また、利用者の方々の個々のケースについての担当者会議へ参加し、毎月のモニタリングでの報告はもちろんのこと、サービス利用時に現れた利用者の方の変化や気づいたこと等は随時報告し、連携を取ってまいりました。

介護者への配慮も欠かさず、相談やご意見を聞き、介護者の精神的負担や身体的負担の軽減にも努めています。

1 利用実績

- ・平成 28 年度から令和元年 1 2 月末まで延べ利用人数 37,832 名の利用がありました。数年前より、独自の特性を持った小規模デイサービスなどが地域に増加し、利用者が減少した年もありましたが、個別プログラム（サークル活動・教室）の種類を増やし、ケアプラザ全体で利用者増加に向けた工夫を重ね、現在利用者は増加傾向にあります。
- ・今後もサービスの評価を行い、なお一層のサービスの質と内容の向上について検討してまいります。

2 利用されている方々の特徴に合わせたサービスの提供

- ・要介護 1・2 の利用者の方多い傾向は続いています。要支援 1・2 のご利用者の割合も多く、自立支援の観点からよりレベルの高いプログラムの導入が必要と考え、機能訓練などの他にも講師による体操や音楽の教室や多数のサークル活動、家事活動を取り入れたプログラムを提供しています。
- ・利用者から半日のデイサービス（入浴・食事だけ）の希望があり、週 2 回の限定の曜日ではありますが職員体制を整え提供をしています。
- ・今後ご利用者の希望に応えられること、在宅での生活が継続できるように支援していくことを考え、柔軟なサービス提供してまいります。

3 地域ケアプラザにある事業所としての取り組み

地域の活動団体フレンドリースペース金沢や釜利谷南小学校・高舟台小学校、釜利谷中学校、富岡中学校との交流や職業体験、関東学院大学、横浜市立大学の看護学生や横浜市新採用職員の実習なども受け入れ積極的に学習支援をおこなっています。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

地域ケアプラザ管理運営に関する協定書に基づき適正な職員配置に努めました。平成 28 年より担当圏域における高齢者人口が 6500 人を超えたため地域包括支援センター配置人数が 1 名増員となり平成 28 年 11 月からは配置することができました。平成 28 年 4 月～11 月までの 234 日が不在となりました。

平成 28 年度から平成 30 年度までの期間の常勤職員充足率は 96.94%になります。

$$\text{常勤職員 } 7 \text{ 名} \times 365 \text{ 日} \times 3 - 234 \text{ 日} \div \text{常勤職員 } 7 \text{ 名} \times 365 \text{ 日} \times 3 = 0.9694$$

指定管理料提案書及び収支予算書
(横浜市釜利谷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位:円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費) 所長×1/8 人工 コーディネーター1 人工 サブコーディネーター1.5 人区	11,801,828
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費) 所長 ■■■■■ 円 コーディネーター ■■■■■ 円 サブコーディネーター3名 ■■■■■ 円	880,067
事業費(税込)	高齢障害支援事業100,000円 子育て支援事業250,000円 障害児者支援事業100,000円 サロン会食80,000円 講演会40,000円 ボランティア育成20,000円 地域交流事業350,000円 共催事業60,000円	1,000,000
事務費(税込)	事務事業消耗品300,000円 交通費10,000円 研修参加費10,000円 印刷製本費350,000円 通信費180,000円 施設賠償保険料30,000円 リース料250,000円 会議費20,000円 ゴミ回収費30,000円 会計・社労士委託料60,000円 職員傷害保険20,000円	1,260,000
管理費(税込)	・光熱水費 電気・水道・一般ガス・空調用ガス 3,809,100円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 設備管理業務650,000円 定期清掃360,000円 自家用工作物点検60,000円 ネットワーク保守140,000円 簡易専用水道検査4,000円 水槽メンテナンス60,000円	5,083,100
指定額	小破修繕費474,000円	474,000
利用料金の活用	介護保険収入	△500,000

施設使用料相当額 ※2		△3,587,500
合 計		16,411,495

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費) 生活支援コーディネーター1人工	
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費) 生活支援コーディネーター ■■■■■ 円	
事業費(税込)	地区推進連絡会 ■■■■■ 円 情報交換会 ■■■■■ 円 認知症予防事業 ■■■■■ 円 共催事業 ■■■■■ 円	
事務費(税込)	消耗品 ■■■■■ 円 交通費 ■■■■■ 円 研修参加費 ■■■■■ 円 印刷製本費 ■■■■■ 円 通信費 ■■■■■ 円	
合 計		

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費) 所長×3/8 人工 社会福祉士2人工 看護師1人工 主任ケアマネジャー1人工 非常勤職員1人工	22,609,127
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費) 所長 ■■■■円 社会福祉士 ■■■■円 社会福祉士 ■■■■円 看護師 ■■■■円 主任ケアマネジャー ■■■■円 非常勤職員1名 ■■■■円	1,845,468
事業費(税込)	介護予防啓発事業 200,000円 介護者支援事業 200,000円 主任ケアマネ事業 100,000円 権利擁護事業 50,000円 広報作成共催事業等 50,000円	600,000
事務費(税込)	事務事業消耗品 350,000円 交通費 40,000円 研修参加費 40,000円 印刷製本費 500,000円 通信費 200,000円 施設賠償保険料 10,000円 リース料 95,000円 会議費 20,000円 ゴミ回収費 5,000円 会計・社労士委託料 60,000円 職員傷害保険 20,000円 自動車保険料等 150,000円 ガソリン 50,000円	1,540,000
管理費(税込)	・光熱水費 電気・水道・一般ガス・空調用ガス 1,012,560円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 設備管理業務 175,000円 定期清掃 100,000円 自家用工作物点検 16,000円 ネットワーク保守 38,000円 簡易専用水道検査 1,000円 水槽メンテナンス 16,000円	1,358,560
指定額	協力医謝金 630,000円、小破修繕費 126,000円	756,000
利用料金の活用		△
合 計		28,709,155

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費 (税込)	予防事業講師料 115,000 円 事業保険料 10,000 円 事業用備品購入 20,000 円 事務費 5,000 円	150,000
合 計		150,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	16,411,495	16,479,496	16,487,496	16,488,496	16,488,496
		生活支援体制 整備事業(b)	5,797,615	5,801,615	5,801,615	5,801,615	5,801,615
		地域包括支援 センター運営 (c)	28,709,155	28,929,159	29,149,159	29,369,159	29,449,159
		一般介護予防 事業(d)	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
		合計(a)~(d)	51,068,265	51,360,270	51,588,270	51,809,270	51,889,270
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護 予防支援事業	6,700,000	6,700,000	6,700,000	6,700,000	6,700,000
		居宅介護支援 事業	29,492,816	29,492,816	29,492,816	29,492,816	29,492,816
		通所系サービ ス事業	104,881,777	104,881,777	104,881,777	104,881,777	104,881,777
	その他収入		5,093,500	5,193,500	5,407,500	5,528,500	5,840,500
	収入合計 (A)		197,236,358	197,628,363	198,070,363	198,412,363	198,804,363
内 訳	人件費	146,192,849	147,275,809	148,354,809	149,433,809	150,511,809	
	事業費	11,640,000	11,640,000	11,640,000	11,640,000	11,640,000	
	事務費	8,259,000	8,259,000	8,259,000	8,259,000	8,259,000	
	管理費	19,927,160	19,927,160	19,927,160	19,927,160	19,927,160	
	消費税等	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	
	その他	4,257,500	4,257,500	4,257,500	4,257,500	4,257,500	
支出合計 (B)		190,431,509	191,514,469	192,593,469	193,672,469	194,750,469	
収支 (A - B)		6,804,849	6,113,894	5,476,894	4,739,894	4,053,894	

団体の概要

(令和 2年 2月 17日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんすみなすかい) 社会福祉法人すみなす会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒236-0045 横浜市金沢区釜利谷南二丁目8番1号 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成11年7月21日
沿革	平成11年7月 社会福祉法人認可 平成13年5月 「航」及び釜利谷地域ケアプラザ開設 平成16年4月～平成30年11月 グループホーム12か所の開設 平成16年5月 金沢地域活動ホーム「りんごの森」開設 平成21年11月 柳町地域ケアプラザ開設 平成25年6月 認知症対応型通所介護「やまゆり」開設 平成25年8月 地域支援センター開設 平成26年11月 生活介護事業所 「手織り工房 コパン」および「カフェ・ドゥ・リアン」開設 平成30年12月 「手織り工房 コパン分室アミー」および「カフェ・ドゥ・アミー」開設
事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者支援施設 航」における施設入所支援事業、生活介護事業、短期入所事業、横浜市日中一時支援事業 ・「金沢地域活動ホームりんごの森」における生活介護事業、地域活動支援センター事業、指定特定計画相談支援事業、基幹相談支援センター・横浜市地域生活支援事業、地域交流事業 ・「地域支援センター」における、共同生活援助事業、居宅介護事業・重度訪問介護事業・横浜市移動支援事業、横浜市障害者後見的支援事業 ・「横浜市釜利谷地域ケアプラザ」及び「横浜市柳町地域ケアプラザ」における地域活動・交流事業、地域包括支援センター事業、デイサービス事業、指定居宅介護支援事業 ・「やまゆり」における認知症対応型通所介護事業

	・「手織り工房 コパン」「コパン分室アミー」における生活介護事業および「カフェ・ド・リアン」「カフェ・ドゥ・アミー」における地域住民への交流の場の提供			
財務状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	1,514,318,710	1,506,717,364	1,590,068,463
	総支出	1,441,103,257	1,470,897,220	1,548,069,053
	当期収支差額	73,215,453	35,820,144	41,999,410
	次期繰越収支差額	635,268,464	640,855,918	669,705,913
連絡担当者	【所 属】横浜市釜利谷地域ケアプラザ 【氏 名】 【電 話】045-788-2901 【F A X】045-788-2906 【E-mail】			
特記事項				